

会議録

令和3年第2回更別村議会定例会

第1日（令和3年6月14日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和2年度一般会計繰越明許費の件
- 第 7 報告第 2号 令和2年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 8 議案第58号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件
- 第10 議案第60号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第61号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第62号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第63号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第64号 動産の買入の件
- 第15 議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件
- 第16 議案第66号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第17 議案第67号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩

代表監査委員	笠原 幸宏	総務課長	末田 晃啓
総務課参事	女ヶ澤 廣美	企画政策課長	本内 秀明
企画政策課参事	高田 大資	産業課長	高橋 祐二
住民生活課長	小野寺 達弥	建設水道課長	佐藤 成芳
会計管理者	新関 保	子育て応援課	石川 亮
保健福祉課長	酒井 智寛	教育委員会 教育次長	小林 浩二
診療所事務長	安部 昭彦	農業委員会 農事務局長	川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴	書記	伊東 秀行
書記	南 雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらず、昨年引き続き国による緊急事態宣言が発令中であります。十勝におきましても感染状況が予断を許さない厳しいものとなっていると認識しております。一方、5月6日に開始をされました本村の新型コロナワクチンの接種状況であります。家庭医療学センターの全面協力と医療従事者の皆さんの献身で懸命なご努力で当初の計画どおり接種が進んでおりますことにこの場をお借りして心より感謝とお礼を申し上げます。

本日時点で65歳以上の高齢者の方で1回目、2回目全ての終了者が352名、参考、1回目、833名、接種率82.3%、2回目、374名、接種率36.96%であります。2回目も順調に接種が進んでおり、7月9日をもって対象者の90%以上の方の完了予定となっております。また、7日には16歳以上の全ての対象者にクーポン券を送付いたしました。12歳から15歳までについては、今時期は未定であります。来週の23日から64歳以下の接種ということだったのですけれども、順調でありますので、前倒しをさせていただきまして、今週の18日から64歳以下の一般の村民の皆さんの接種を開始いたします。9月3日までに約1,160人の方が接種可能となります。率は75%となる見込みであります。現在確保しているワクチン量で、9月末までに接種予定者、12歳以上も含みますけれども、8割、85%をカバーできる見込みであります。正式決定ではありませんけれども、5箱目が、今4箱目確定しておりますけれども、5箱目のワクチンが7月下旬頃到着する予定であります。これが来ました段階で12歳以上の対象者の100%相当分に達することになっていきます。現在の見込みですけれども、10月6日までには12歳から64歳までの対象者の99%が終了見込みとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして飲食業者をはじめとする商工業者、また市場価格等の低迷等で農業者の皆様、村民の皆様が引き続き厳しい状況に置かれていることには変わりがないことをしっかりと自覚をして、感染症の脅威に油断なく危機感を持って適切かつ速やかに対応すべく、関係機関との連携、調査を行いながら対応策についてしっかりと検討してまいり所存であります。

さて、6月1日の作況状況であります。生育状況でありますけれども、一般行政報告でもありますが、秋まき小麦、バレイショとも生育は平年並みでありまして、豆類の播種作業も

終了ということでもあります。しかしながら、ビートに関しましては、気温の低さと4月の多雨により平年より生育がやや遅れておりまして、さらに直播には出芽状況もやや悪く、ばらつきが見られる傾向にあるとの報告を聞いております。今後安定した天候が続いて、堅調な農作業が進む中、何よりも豊穡の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

また、本村の懸案事項でありました交通不便地域にお住まいの免許返納者や高齢者の移動手段の確保を目指し、10月より農村地区と市街地を結ぶデマンドタクシーの本格運行をするために必要な予算について計上させていただきました。慎重ご審議の上、何とぞご承認いただきますよう、切にお願い申し上げます。

また、スーパーシティ構想応募後の経過であります。5月に連携企業、東京大学をはじめとする関係者の出席の下、リモートで内閣府のヒアリングを受けております。今後国家戦略特区諮問会議、閣議決定を受け、採択エリアが発表される予定であります。また、本年4月に締結しました東京大学大学院農学生命科学研究科との連携協定による取組として、本村をフィールドとして活用する連携講座を開設し、交流人口、関係人口の増加も図ってまいりたいと考えております。

現在全国、全世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症は、いまだ予断を許さぬ厳しい状況にあります。引き続き感染防止への拡大防止への取組をベースに、本村におけるワクチン接種を速やかに確実に実施することを最優先課題としつつ、第6期総合計画に登載されました年次計画の着実な実行に向け、私もその先頭に立って強いリーダーシップを発揮しながら、村民の皆様のご命と安全、安心な暮らしの実現のため、職員一丸となって邁進していく決意であります。議員各位の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

本定例会におきましては、所要の報告案件2件、人事案件、条例等の制定及び一部改正案件5件、動産買入れの件、一般会計補正予算案、特別会計補正予算案2件の合計12件につきましてご審議をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、2番、上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月7日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月18日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、令和3年6月議会、一般行政報告を口頭で説明させていただきます。

1の寄附についてであります。令和3年5月31日、野島隆様より現金50万円のご寄附をいただきました。更別村寄付条例第2条第3号、心身の健康を支えるまちづくりに対する指定寄附であります。ご寄附に感謝申し上げますとともに、ご寄附の趣旨にのっとり、有効に運

用させていただきたいと思っております。

2にまいりまして、令和2年度企業版ふるさと納税につきましては、東京にある株式会社長大様より現金500万円の寄附をいただいております。更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく、新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業に対する指定寄附であります。同じく東京の株式会社Gardens様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。寄附の趣旨は、長大様と同趣旨であります。

いずれのご寄附にも深く感謝申し上げますとともに、ご寄附の趣旨にのっとり有効に運用させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

続きまして、3の農作物の生育状況であります。別紙のとおり6月1日の時点で状況をまとめますので、お目通しをお願いするものであります。招集の挨拶でも触れさせていただきましたけれども、今後の順調な生育に期待するところであります。

4の村営牧場の入牧状況でありますけれども、今年度は142頭と昨年に比べ大幅な減少となっております。今後ともJAさらべつさん、生産者、関係者の皆様と関係機関の皆様と連携を図りながら、円滑な村営牧場の運営と酪農、畜産振興に努めてまいり所存であります。

次のページにまいります。5の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での一般行政報告の説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長 日程第6、報告第1号 令和2年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 令和2年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により令和2年度歳出予算の経費を翌年度に繰越しをした件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものであります。

令和2年度一般会計繰越明許費につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みである歳出予算に関しまして、既に翌年度に繰り越して使用することをご決定いただいております。4月1日、令和3年度に繰越しをしております。

それでは、次のページをめくっていただきたいというふうに思います。令和2年度の一般会計繰越明許費繰越計算書であります。令和3年度に繰り越した歳出予算は、款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、目1一般管理費、金額2,415万6,000円のうち1,413万円で、財源内訳は既収入特定財源1,413万円であります。款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、目4地方振興費、金額660万円の全額が翌年度繰越額でありまして、財源内訳は既収入特定財源660万円であります。款2総務費、項1総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業、金額2億2,898万円の全額が翌年度繰越額でありまして、財源内訳につきましては既収入特定財源1億1,458万円、未収入特定財源が村債1億1,440万円であります。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、汚水処理施設共同整備事業、金額9,000円の全額が翌年度繰越金でありまして、財源内訳は未収入特定財源、一般財源9,000円であります。款10教育費、項2小学校費、事業名、感染症対策学校教育活動継続支援事業、金額179万2,000円の全額が翌年度繰越金でありまして、財源内訳は既収入特定財源80万円、未収入特定財源、国庫支出金80万円、一般財源19万2,000円であります。款10教育費、項3中学校費、事業名、感染症対策学校教育活動継続支援事業、金額91万4,000円の全額が翌年度繰越金であります。財源内訳は、既収入特定財源40万円、未収入特定財源、国庫支出金40万円、一般財源11万4,000円となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議 長 日程第7、報告第2号 令和2年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第2号 令和2年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告をするものであります。

昨年度に引き続き、本年も営業努力によりまして黒字となっております。本当に敬意を表するものであります。

なお、高橋産業課長より補足説明をいたさせます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

事業報告書の9ページをお開きください。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は、340件で前年より104件の減、利用人数は1,872名で719名の減。トレーラーハウスにつきましては、226件で91件の減、利用人数は837名で340名の減となっております。ミニコテージは、366件で55件の減、利用人数は1,261名で208名の減。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,987件で400件の増、利用人数は6,507名で1,487名の増となっております。全体の利用件数は2,919件で150件の増、利用人数は1万477名で220名の増となりました。新型コロナウイルス感染症対策のため、ゴールデンウィーク中に施設閉鎖の対応をいただきましたが、キャンプブームの効果もあり、令和元年度に引き続き1万人を超える利用者となりました。道の駅のレジカウント数につきましては4万6,991名で前年より1万4,208名の減、レジを通過しないトイレや自動販売機のみ利用者などを推計した入り込み数は7万489名で2万1,311名の減となりました。どんぐり公園パークゴルフ場の利用状況は、4,753名で4,538名の減となりました。

続いて、損益計算についてですが、4ページをお開きいただきたいと思えます。まず、売上高ですが、道の駅売上高は5,651万4,884円で前年より960万7,712円の減、キャンプ場収入は2,219万4,069円で310万8,800円の減、どんぐり公園収入は156万96円で331万7,776円の減、施設管理収入は2,665万1,271円で36万7,964円の増、売上高の総額は1億692万320円で1,566万6,324円の減となっております。

次に、販売費及び一般管理費ですが、6,647万2,477円で561万6,142円の減となっております。

ここで、5ページを御覧いただきたいと思えます。販売費及び一般管理費の内訳がございまして。特に増減の大きかったものについて説明いたします。従業員給与ですが、2,875万2,596円で209万1,889円の減、新型コロナウイルス感染症により休業した際のパート職員等の給与費等の減少が主な要因でございまして。次に、広告宣伝費ですが、58万9,877円で35万7,519円の減、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが減ったことなどが主な要因でございまして。次に、役員報酬は332万円で196万円の減、常勤の取締役1名の減によるものでございまして。従業員賞与は441万8,910円で54万5,050円の増、従業員の定期昇給による賞与の増でございまして。退職金はゼロ円で62万3,800円の減、退職者がいなかったことによるものでございまして。減価償却費は234万3,869円で177万1,821円の増、コテージのストーブ13台を更新したことによるものでございまして。修繕費は146万394円で45万4,406円の減、トラクターの修繕など大型の修繕がなかったことによるものでございまして。水道光熱費は715万4,616円で103万6,212円の減、新型コロナウイルス感染症による施設の一時休業や来場者の減により、基本の光熱水費がかからなかったことによるものでございまして。備品消耗品費は172万447円で100万2,383円の減、大型の備品更新がなかったことによるものです。部門別では、道の駅で547万1,951円の減、カントリーパークで98万5,971円の増、どんぐり公園で113万162円の減となっております。

4 ページにお戻りいただきたいと思います。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は329万6,711円となり、前年より310万7,670円の減となりました。営業外収益、営業外費用を合わせた経常利益は707万159円で、税引き後の当期純利益は前年より2万9,094円増の534万5,759円のプラスとなりました。部門別では、道の駅部門が前年より240万936円増の253万2,696円のプラス、カントリーパーク部門が213万1,438円減の187万4,538円のプラス、どんぐり公園部門は24万404円減の93万8,525円のプラスとなっています。

次に、2 ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表について説明いたします。資産の部ですが、流動資産は6,176万2,328円で584万1,690円の増です。固定資産は、146万3,087円で20万1,649円の減です。繰延資産はありませんので、資産の部合計は6,322万5,415円で564万41円の増でございます。

3 ページをお開きください。負債の部は、流動負債が897万5,191円で29万4,282円の増です。

純資産の部ですが、6 ページをお開きいただきたいと思います。6 ページの株主資本等変動計算書を御覧いただきたいと思います。株主資本の前期末残高は、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が1,620万6,665円で、合計4,890万4,465円でしたが、当期純利益534万5,759円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が2,155万2,424円となり、株主資本の当期末残高は5,425万224円となりました。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。負債・純資産の部合計は6,322万5,415円で564万41円の増、自己資本比率は85.8%となりました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月22日から5月25日まで休業を余儀なくされる厳しいスタートとなり、各部門において売上高は大きく減少することになりましたが、販売費及び一般管理費の抑制、キャンプブームによるカントリーパークの利用者拡大、新型コロナウイルス感染症の休業に伴う給付金の支給により昨年より微増となる黒字決算となりました。本年につきましては、前期から続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、5月18日から6月20日までカントリーパーク、どんぐり公園は休業を余儀なくされる厳しいスタートとなっているところですが、感染症予防対策を講じつつ、健全な事業運営の下、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第58号

○議 長 日程第8、議案第58号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別192番地5にお住まいの林芳博氏であります。生年月日、昭和39年4月13日生まれ、57歳であります。

過去6年間にわたり委員を務めていただいております。引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意をよろしくお願いを申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、ご提案させていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第59号

○議 長 日程第9、議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件であります。

更別村予防接種健康被害調査委員会条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村予防接種健康被害調査委員会につきましては、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、更別村予防接種健康被害調査運営要綱により設置しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施に当たり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職と

して位置づけることによりまして任用根拠の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村予防接種健康被害調査委員会設置に関して必要な事項を定めるものであります。

なお、新関保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例の制定につきまして補足説明させていただきます。

現在実施されております新型コロナウイルスワクチン接種など予防接種法による予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、認定されたときには給付が行われます予防接種健康被害救済制度というのがあります。市町村では予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理のため、予防接種健康被害調査委員会を設けることとされておりまして、更別村においても昭和53年12月から更別村予防接種健康被害調査委員会運営要綱により調査委員会を設置してきましたが、地方公務員法に規定する非常勤特別職として位置づけることにより任用根拠の適正化を図るため、地方自治法の規定によりまして新たに条例を制定するものであります。

それでは、新条例なのですけれども、第1条につきましては設置について規定してあります。

第2条、所掌事項について規定してありまして、村長からの依頼で疾病の状況等に関する調査等を行い、村長に報告するものとしてあります。

第3条、組織は、村長が委嘱する委員4名以内で組織し、第1項第1号、十勝医師会が推薦する医師2名以内、第2号、北海道知事が推薦する専門医師1名、第3号、帯広保健所長。

第2項では委員の任期を2年として、第3項では守秘義務を規定してあります。

第4条では委員長及び副委員長を置くことを規定、第5条につきましては会議は村長が招集することとしてあります。

第6条では関係者の出席等について規定してありまして、第7条は委員会の庶務は保健福祉課としてあります。

第8条は、村長への委任を規定してあります。

附則1ですけれども、施行期日は、公布の日からとしてあります。

附則の2、経過措置として、この条例の施行の際、現に更別村予防接種健康被害調査委員会運営要綱の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の規定により委嘱されたものとしてあります。

附則の第3番ですが、更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正してあります。別表第1中、地方公務員法第3条第3項第2号に基づく委員等の欄に、末尾になりますが、更別村予防接種健康被害調査委員会委員、こちらを追加してあります。また、

別表の第3中、法令条例委員に、同じく末のほうになります。更別村予防接種健康被害調査委員会委員を追加するというような改正とさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第10 議案第60号

○議 長 日程第10、議案第60号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年更別村条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に新型コロナウイルス感染症が規定されたことにより、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、改正本文であります。新旧対照表におきましてご説明を申し上げます。見出し、（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫作業手当）、現行第6条の下線部「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」をいうの部分改正後は下線部「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号

○議 長 日程第11、議案第61号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例(昭和52年更別村条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免につきましては、本条例に基づき令和元年度及び令和2年度の保険税を対象として減免するものとしておりますけれども、今般令和3年度における国からの財政支援の基準が示されたことに従いまして、本村における支援策として令和3年度の保険税につきましても減免対象とするため、本条例を制定するものであります。

2の要旨といたしましては、(1)として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に新型コロナウイルス感染症が規定されましたことから、文言の整理を行うものであります。(2)といたしまして、保険税の減免対象につきましては、「令和元年度分及び令和2年度分」の保険税とあるのを「令和元年度から令和3年度」に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。次のページは、健康保険税条例の一部を改正する条例本文でございます。新旧対照表において説明をさせていただきます。附則、見出し、(新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)の第14項につきまして、現行の下線部に改正後は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する」を加えるものであります。

続きまして、次に同項の現行の下線部でありますけれども、「令和元年度分及び令和2年度分」を改正後は「令和元年度から令和3年度」に改め、また現行の下線部でありますけれども、「令和3年3月31日」を改正後は「令和4年3月31日」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日でありますけれども、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項につきまして、適用区分でありますけれども、この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例附則第14項の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が設定されている保険税について適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第61号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号

○議 長 日程第12、議案第62号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に新型コロナウイルス感染症が規定されたことにより、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、一部を改正する条例本文であります。新旧対照表によってご説明を申し上げます。現行、附則、見出し、（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）の第3項の中ほどにあります下線部「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」の部分を改正後は下線部「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第63号

○議 長 日程第13、議案第63号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第63号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者等に係る介護保険料（以下「保険料」という。）の減免につきましては、本条例に基づき令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められた保険料を対象とし、減免するものとしておりますけれども、今般令和3年度における国からの財政支援の基準が示されたことに伴いまして、本村における支援策として令和4年3月31日までに納期限が定められた保険料につきましても減免対象とするため、本条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に新型コロナウイルス感染症が規定されたことから、文言の整理を行うものであります。（2）として、保険料の減免対象につきましても対象とするように改めるものであります。（3）といたしまして、減免対象者の所得指標として用いる合計所得金額につきまして、税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とするように改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。新旧対照表にて説明をさせていただきたいというふうに思います。附則にあります見出し、（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険の減免）について規定する附則の第8条でありますけれども、第1項中「令和3年3月31日」を改正後は「令和4年3月31日」に改めるものであります。

続きまして、その中ほどにいきまして、第1号、下線部です。「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」とある文言を改正後の第1号では下線部「(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症）」に改めるものであります。

さらに、その下のほうにいきまして、現行は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者、下線部ありますけれども、そこに「(以下「主たる生計維持者」という。）」の文言を加筆するものであります。

続きまして、第2号の下線部「第1被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」とある文章につきましては、改正後は「主たる生計維持者」に改めるものであります。

次のページにまいります。次のページは同項のアの規定でありますけれども、下線部「事業収入等」とあるのを改正後は「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、そして同項イの「減少する」の後ろの部分に「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規

定する合計所得金額をいう。)のうち、減少する」と文言を改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、1、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1号及び次項の規定は、令和3年4月1日からの適用とするものであります。

経過措置として、2、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第8条第1項の規定の適用につきましては、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号

○議 長 日程第14、議案第64号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入しようとするものであります。

1、買入の目的、更別村歯科診療所における歯科用ユニット及び可搬型手術用顕微鏡・歯科用の口腔内カメラ更新のためであります。

2、動産の品名、(1)、歯科用ユニット、(2)、可搬型手術用顕微鏡・歯科用口腔内カメラ。

3、動産の数量、一式。

4、契約の金額、724万2,566円であります。

5、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札であります。令和3年6月30日までに取得ということになっております。

契約の相手方、帯広市西19条南3丁目4—12、北海道歯科産業株式会社帯広営業所所長、新田耕様であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、添付しております資料によりご説明を申し上げます。資料のほうをお開きいただきたいというふうに思います。資料（議案第64号）であります。1、入札日時、令和3年5月28日午前10時。指名業者につきましては、記載されたとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。3、仕様内容、（1）、歯科用ユニット、（2）、可搬型手術用顕微鏡・歯科用口腔内カメラ。4番、納入期限は契約締結の日から令和3年6月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認をさせてください。今般動産の買入れということで、指名業者入札ということで実施されております。別紙に指名業者が5社ということの列記がございますけれども、最終的には1社に決まったという形でございますけれども、実質的にはこの5社の内容を見ますと1社が不参加、3社が辞退という実態がございます。これは、指名業者入札制度という部分から見て、その意義に沿うかどうかという部分が疑問視せざるを得ないというふうに判断しますけれども、その点の考え方についてご答弁をお願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 本議案に係る指名競争入札につきましては、指名業者5社のうち、入札当日までに3社から辞退届が提出されまして、1社は辞退届の提出がないまま入札に参加をしていないという状況になりました。それぞれの指名業者は、登録の申請に基づいて入札業者として登録された業者でございます。今回の入札に当たっては、過去の実績等を勘案して、8社のうち5社を抽選で選定して指名をしているところでございます。辞退あるいは不参加となった業者に関しては、その理由を問合せしましたが、明快な回答は得られることはございませんでしたけれども、今後入札業者の選考に当たっては、今回の結果を踏まえまして厳正に入札参加者指名選考委員会において審査を行うよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまご説明いただきましたけれども、せつかくの指名業者が基本的には不参加という事態が発生するという自体は、やはり指名する側として重く受け止めて、今後の対応も含めて厳しく襟を正した中で入札をしていただきたいというふうに思っています。

また、辞退については、それぞれの理由があつてという部分が明確でないということでございますけれども、実質的にこれはあくまでも専門的な機種であるということを鑑みますと、この部分は私自身は指摘というよりもこれからの改善の中で検討していただきたいというご提案も申し上げたいと思うのですけれども、特殊機材についてはそれなりの業者を指名するといつても限定されるという部分正直あると思います。その点は指名入札という枠の中の形式的なとらわれではなくて、適正に導入できるような体制も含めて柔軟な対応を図らないとこのような事態が今後も生ずる可能性が高いということのご指摘をさせていただきながら、これは十分これから対応も含めて改善をしていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご指摘のとおり、適正に購入できるような形を取ってまいりたいと思います。繰り返しになりますけれども、指名競争入札ということであれば入札参加者指名選考委員会での厳正な選考を心がけたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ごめんなさい、これについて回答いただきたいというのは、あくまでも指名入札部分の重要性は、それは私も認識します。ただ、特殊機材や何かについての在り方論について、これは悪いけれども、改善を図るべきだと思います。入札日時を決めて、入札時間も決めて、何社であろうが呼び出して、定刻になれば入札行為が始まりますという部分の時間的経過も含めて、これ本当に必要な行為なのか、あくまでも形式的な行為であるのだとするならば、判断されるのであれば、新たな方針も含めて改善するという対策を打つということのご回答もいただきたいということでの質疑をさせていただいているところです。その点のご配慮よろしく願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 契約の内容、購入しようとするものによることになろうかと思っておりますので、その点は改善すべきところは改善してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 指名委員会があつて、そしてそれぞれの業者が更別村に対して登録をして、それが適正なのかどうかというのは総務課で判断していると思うのです。そうしたときに、今回みたいなそういうものが出てくれば、一般論、一般という考え方としてはやっ

ぱりペナルティーを加えなければならない、簡単に言うと。だから、その業者が登録しているにもかかわらずできないということになればペナルティーだと、例えば3か月指名はできませんとか、1年間できませんとか、そういうふうになっていくと思うのです。これで私から言うのもなんですけれども、今安村議員さんが言いましたけれども、特殊な器具、機械ですから、当然指名されていても扱っていない、何していないことになれば、そういうときには村も配慮した中で、こういったことをやりたいのですと、だから私のほうではこういうことであなたに指名しましたということを出していただければ今回みたいなことにはならぬだろうと私は思っているのですけれども、その辺どうですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 入札の内容については、内容がきちんと分かるように明確にお知らせしているつもりではございますけれども、なかなかその点がうまく伝わっていないようであれば、これも改善すべき点であろうと思いますので、これは改善してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 こういった入札、指名ですから、これに限らないのですよ、考え方。私の言いたいことはね、例えば特殊な機械だからどうのこうのとあるのだけれども、そのほかにもあると思うのです。だから、指名委員会の中で、今みたいなケースが出てきたときに、先ほども言いましたけれども、分かるのだけれども、そこら辺厳しく、ペナルティーと言ったらちょっと言葉が強いと思うのだけれども、そういった仕組みをつくらなければならないということを含味して、検討して、更別村における指名についてはこうなのだという部分を示していくことを今質問している。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今後検討してまいりたいと思います。

○議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 15 議案第 65 号

○議 長 日程第15、議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,288万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,391万9,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから歳入歳出予算の補正につきまして補足説明させていただきます。

初めに、人件費につきましてご説明いたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料、職員手当等、職員の人件費につきましては、人事異動に伴い各科目において予算の補正がございますが、これについては給与費明細書によりご説明いたします。

21ページをお開きください。1、特別職において長等の共済費で6,000円の増額です。共済費を算出する際の財源率が確定したことによるものでございます。

22ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括についてですが、給料で198万円の減額、職員手当等で129万3,000円の減額でございます。人事異動に伴い職員の会計間の異動が生じたことによるものでございます。共済費は、給料と同様の理由に加えまして、財源率の変更により70万6,000円の減額でございます。なお、手当ごとの補正後、補正前、比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

23ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、24ページは給料及び職員手当の状況です、ご参照願います。

25ページ、26ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。人事異動に伴い一般会計内において職員の科目間の異動が発生しており、補正後の給料及び職員手当等の科目ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議

会費は、381万7,000円を追加し、補正後の額を5,421万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、職員等人件費は、人事異動に伴い職員の会計間の異動が生じたことによるものでございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、872万3,000円を減額し、補正後の額を6億9,915万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、職員等人件費につきましては、11ページをお開きください。（２）、フルタイム会計年度任用職員給与等は、人事異動に伴い職員の会計間の異動及び共済組合の財源率の確定によるものでございます。また、（３）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、卓上パーティションや消耗品などを購入するものでございます。

目４地方振興費は、3,828万9,000円を追加し、補正後の額を1億4,142万1,000円とするものでございます。説明欄（１）、企画政策事務経費は道の交付金算定方法の見直しなどによる追加、12ページをお開き願います。（２）、宅地分譲事業経費は宅地分譲の申込みの増加に伴う登記事務委託手数料の増加、（３）、人材育成事業は東京大学連携講座に伴う負担金などの追加、（４）、乗合タクシー運行事業は予約運行型乗り合いタクシー導入に伴う委託料などの追加でございます。

目９住民活動費は、55万2,000円を追加し、補正後の額を1,567万8,000円とするものでございます。説明欄（１）、行政区会館改修事業は、更別東行政区会館のトイレの床を改修するものでございます。

13ページをお開きください。項４選挙費、目２衆議院議員選挙費は、49万3,000円を追加し、補正後の額を486万2,000円とするものでございます。説明欄（１）、衆議院議員選挙経費は、投開票管理者などの報酬、衆議院議員選挙のポスター掲示などに関する経費でございますが、当初予算に計上しておらず、今回補正予算に改めて計上いたしますので、よろしく願いいたします。

項５統計調査費、目１各種統計調査費は、4万4,000円を追加し、補正後の額を35万2,000円とするものでございます。説明欄（１）、各種統計調査経費は、経済センサス調査を行う調査員の報酬や消耗品を購入するものでございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、150万1,000円を追加し、補正後の額を1億8,710万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、公用車両購入事業は、診療所で往診等に使用していた村所有の自動車が事故により全損したことによる車両の購入費用のほか、必要経費でございます。

14ページをお開きください。目２福祉の里総合センター費は、177万1,000円を追加し、補正後の額を6,330万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、給食業務経費は、食品を真空パックに保存するための機器が故障したため、新たに購入するものでございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は、380万5,000円を追加し、補正後の額を1億7,288万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、更別どんぐり福祉会への助成金のほか、児童福祉扶助費として独り親世帯以外の低所得の

子育て世帯に対する臨時特別給付金などがございます。

項3老人福祉費、目3老人福祉推進費は、5,300万円を追加し、補正後の額を1億2,335万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、15ページをお開き願います。更別村社会福祉法人施設整備事業等補助金として、コムニの里さらべつが行います冷暖房機器整備に対する交付金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、323万円を追加し、補正後の額を3,185万3,000円とするものがございます。説明欄(1)、新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種健康被害調査委員会の委員報酬や旅費、ワクチン接種に関する消耗品、クーポン券の印刷、発送などの経費のほか、医療廃棄物を処理するための業務委託費でございます。

16ページをお開き願います。目4診療所費は、799万6,000円を減額し、補正後の額を1億595万1,000円とするものがございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、特別会計の診療施設勘定へ繰り出すものがございます。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費は、243万8,000円を追加し、補正後の額を747万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、雇用対策事業は、地元雇用促進事業助成金の申請が当初より増加したためでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、3万4,000円を減額し、補正後の額を2,601万2,000円とするものがございます。説明欄(1)、職員等人件費は、共済組合の財源率の確定によるものがございます。

17ページをお開き願います。目2農業振興費は、1億534万4,000円を追加し、補正後の額を2億6,673万2,000円とするものがございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、畑作構造転換事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業、経営継承・発展等支援事業について新規に採択されたためでございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は、14万6,000円を追加し、補正後の額を3,363万円とするものがございます。説明欄(1)、情報拠点施設維持管理経費は、道の駅の駐車場公園の管理委託料が道の積算により増加したためでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、18ページをお開き願います。目1道路維持費は、5万7,000円を追加し、補正後の額を8,958万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、道路維持補修経費は、道路維持業務員を村外から採用するためでございます。

項3住宅費、目4賃貸住宅建設促進費は、960万円を追加し、補正後の額を960万円とするものがございます。説明欄(1)、賃貸住宅建設促進事業は、新コムニ団地に民間賃貸住宅を建設する助成金を追加するものがございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、211万1,000円を追加し、補正後の額を1億1,658万1,000円とするものがございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動に伴い、職員の会計間の異動が生じたことによるものがございます。

19ページをお開き願います。項2小学校費、目1学校管理費は、22万5,000円を追加し、補正後の額を6,552万2,000円とするものがございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、

更別小学校の公用車のエンジンが故障したため、エンジンを交換するものでございます。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費は、56万3,000円を追加し、補正後の額を5,721万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は共済組合の財源率の確定による減額、(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として消耗品を購入するものでございます。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費は、96万5,000円を追加し、補正後の額を4,073万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、図書室の図書を消毒するための機器を購入するものでございます。

20ページをお開き願います。項6 保健体育費、目1 保健体育総務費は、38万円を追加し、補正後の額を457万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、スポーツ振興経費は、スケート大会やマラソン大会などで使用するスポーツプリンターを購入するものでございます。

目2 体育施設費は、130万7,000円を追加し、補正後の額を5,057万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、コミュニティプールのデジタル温度計が不調のため、修繕するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。7ページをお開き願います。款14国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、7,161万6,000円を追加し、補正後の額を9,054万5,000円とするものでございます。戸籍システム整備に関する社会保障・税番号制度システム整備補助金、人材育成事業の東京大学連携講座に関する地方創生推進交付金、新型コロナウイルス対策に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でござい

ます。目2 民生費国庫補助金は、300万1,000円を追加し、補正後の額を6,799万2,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症セーフティーネットとして独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する交付金、新型コロナウイルス感染症支援対策事業として放課後児童健全事業、地域子育て支援拠点事業への交付金、保育園における安全対策事業への補助金でござい

ます。目3 衛生費国庫補助金は、323万円を追加し、補正後の額を532万2,000円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するためのものでございます。

款15道支出金、項2 道補助金ですが、8ページを御覧願います。目2 民生費道補助金は、36万6,000円を追加し、補正後の額を4,803万2,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症支援対策事業として放課後児童健全事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業に対する道からの交付金でござい

ます。目4 農林水産業費道補助金は、1億134万4,000円を追加し、補正後の額を2億2,095万4,000円とするものでございます。畑作構造転換事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業につきまして新規の採択が認められたものでございます。

目5教育費道補助金は、30万円を追加し、補正後の額を30万円とするものでございます。幼稚園で感染症対策として継続的に必要な消耗品を購入するためでございます。

項3委託金、目1総務費委託金は、3万5,000円を追加し、補正後の額を852万3,000円とするものでございます。土地利用規制等対策委託金は、査定方法の見直しによるものでございます。

目2衛生費委託金は、2万8,000円を減額し、補正後の額をゼロ円とするものでございます。令和3年度の機構改革により、浄化槽設置等の事務を住民生活課から水道建設課に所掌変更したためでございます。なお、同額を公共下水道事業特別会計に補正予算として計上しております。

目4商工費委託金は、14万6,000円を追加し、補正後の額を567万7,000円とするものでございます。道の駅の駐車公園の管理委託金が道の積算により増額したためでございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、1,561万5,000円を追加し、補正後の額を4,080万3,000円とするものでございます。新コムニ団地における民間賃貸住宅の分譲及び民間住宅の分譲の増加によるものでございます。

9ページをお開き願います。款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、40万円を追加し、補正後の額を4,220万5,000円とするものでございます。まち・ひと・しごと創生寄附金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1,121万1,000円を追加し、補正後の額を1億2,371万3,000円とするものでございます。財源不足を補うため、財政調整基金を追加するものでございます。

目10まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、300万円を追加し、300万円とするものでございます。東京大学連携講座の負担金として、まち・ひと・しごと創生基金からの繰入金でございます。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、264万9,000円を追加し、補正後の額を1,817万5,000円とするものでございます。町村有自動車事故共済金は、診療所で往診等に使用していた村所有の自動車が事故により全損したことによる事故共済金でございます。乗合タクシー事業精算金は、予約運行型乗り合いタクシーを利用した方が支払う利用料金の精算金でございます。経営継承・発展等支援事業補助金は、令和3年度新規事業である地域農業の担い手の経営を継承した後継者による経営発展に向けた取組に対する補助金でございます。

令和3年度更別村一般会計補正予算の補足説明は以上とさせていただきます。

○議 長 大野副村長、第2表のほうの説明をお願いします。

○副 村 長 失礼しました。

第2表につきましては、第2表は債務負担行為でございます。その内容につきましては、第2表、債務負担行為のとおりでございます。事項としては、東京大学連携講座負担金（令和3年度）、期間につきましては令和4年度から令和5年度まで、限度額としては6,000万円ということでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

お諮りいたします。議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 15ページ、款4衛生費、説明欄（1）の新型コロナウイルスワクチン接種についてなのですが、村長の最初の挨拶のときから今後のスケジュール等の話もあって、更別村においては接種率も高いし、ワクチンの確保についても迅速で、本当いい対応だったのではないかなと思っております。そういった中で、今後ワクチン接種をしていく中で、かなり接種率がいいと、そして注射の量も結構あるということで注射が余るのではないかなと、そういったことも懸念しているのですけれども、現在は村内の方を優先的に打って、順次進めていくということまでは分かっているのですけれども、もしか余ったときの対応、村内で働いている方とか、そういったことの今後の対応について少し補足説明していただければと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 コロナワクチンの接種の関係なのですけれども、更別村の接種の対象者がおおよそ2,850名ほどいます。多少増減はすると思うのですけれども、その人数でいきますと、現在ファイザー社のワクチンが来ているのですけれども、ちょうど5箱、箱数ですといきますと、ほぼ99.数%ということで、ほぼ全村民分のワクチンは確保されているのかなと思っております。太田議員ご質問のとおり、当然希望される方皆さんがワクチン接種ができるようにということで進めているのですけれども、いろんな事情で接種されない方もいらっしゃるものですから、ある一定の数量は余剰が、余るといえるか、そういうのが出てくるというのは想定はできるとしております。

現在65歳以上のワクチン接種の予約がほぼ9割方の方々が予約をされております。俗に言う接種率でいけば90%を超える形になるかと思います。先週から65歳未満の方々の今予約を受け付けている状況なものですから、その部分はまだはっきりはしないのですけれども、仮に同じく90%となれば、約280名ほど分のワクチンに余剰が出てくると。例えば80%ぐらい、65歳未満の方がです。そうなると、大体500人分ぐらいのワクチンが余剰が出るということですので、そのワクチンを当然無駄にはできませんし、更別村に届いた分が今度保存方法ですとか有効期限だとかがありますから、うちの村の接種体制の中でそれは接

種しなければいけないと思っておりますし、まず市町村宛てということではあるのですが、一人でも多くの方がワクチン接種できるというようなことで考えますと、更別村に通勤されている方ですとか、住民票がなくて一時的に住んでいらっしゃる方だとか、いろんな方がいらっしゃると思いますので、人数がはっきり分かりかねるものですから、なかなか想定はできないのですけれども、そういう方々にワクチン接種ができればいいのかなというふうに考えております。

今後希望される方とはいいながら、先ほど言ったようにワクチンの有効期限ですとか村の接種体制もあるものですから、ある程度の時点で予約は受けながら、村外の方も受けれるようなというような形になるものですから、できれば希望される方はお早目というか、早いうちに意思表示をしていただけるとそれも見えてくるのかなと思っております。最後は、恐らく村の接種体制ですとか、ワクチンの量だとか有効期限とかの関係で微妙な端数がかなり出てくることはあるのかなという想定はするのですが、できる限り無駄のないように進めていきたいなと思っておりますので、今65歳未満の予約を受け付けている予約状況も見ながら、どこかの時点でそこら辺のアナウンスをしていきたいなと思っております。

あわせて、12歳から15歳の方々も対象になりましたので、その方々の分のご案内もそこら辺の時期を見極めながらご案内したいなと思っております。何せ一人でも多くの方がワクチン接種できるようにというように進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ワクチン関連で1つお伺ひいたします。

今度65歳以下ですか、のワクチン接種、つまり現役世代です。接種が始まるということで、お医者さんに聞く話では大変副反応が強く出る可能性が多いと、高齢者よりも聞いております。そういう中で、やはり皆さん仕事しているわけです。特に役場の職員の皆さんも接種されると思うのですけれども、そのときに副反応が後日強く出たときには、ワクチン休暇と言うのはなんですか、きちんと休みを取れる体制を設けてはどうかということと、そういうことを行うことによって村内にあるいろんな企業さんにも手本となるというか、そういう形でそういうことを考えていってはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 これから職員もワクチン接種をしていくことになりますけれども、接種した際に副反応が出て勤務に支障があるということであれば、これは病気休暇の取得を認めているということになっています。

以上でございます。

○議 長 関連でほかにありませんか、この部分につきまして。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 すみませんけれども、農業振興対策の関係でちょっと内容の附帯説明お願いしたいと思います。

17ページの関係の説明欄の中に、新規採択ということで一番末尾に経営継承・発展等支援事業補助金ということで400万円計上しておりますが、この内容の詳細についてをちょっと説明いただきたいと思います。

加えて、収入で雑収入でこの分の半額の収入を見ているのですけれども、収入の財源措置の中の部分と農業振興費の費用と雑収入という位置づけが少し関連性が私はちょっと理解できない部分がありますので、支出した分の助成金が入るのであれば、本来からいけば農業振興費か何かの中の収入で受けなければならないという部分であるというふうには思いますが、それらの内容について、まず費用の400万の内容並びに収入が雑収入で200万受けているという部分の経理処理といいますか、財源措置、収入処理についての2点について説明をお願いします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 経営継承・発展等支援事業補助金についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうの事業は、令和3年度農水省の新規事業でございまして、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、家族農業経営をはじめとする担い手の経営を継承し、発展させる取組を支援するというふうなものでございます。こちらのほうの事業内容なのですけれども、地域の中心経営体の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定して取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援するというふうなものでございます。支給というか、対象になるものとしては100万円の上限なのですが、国、市町村がそれぞれ2分の1を負担するというふうな内容になってございます。経営継承後の経営発展に向けた計画を策定して、その内容としましては営農の省力化、経営管理の高度化などを計画することによって対象となるものでございます。

今説明の中で国、市町村がそれぞれ2分の1の負担というふうに申し上げているところなのですが、この制度は国のほうのつくりで国から出た定額の補助金が民間団体を經由して市町村に流れてくるというふうな形になってございます。そういったところで、国から出る金額、全事業費400万なのですけれども、この半分の200万については民間事業者を通じて出てくるということで、このような場合については国庫補助金であったり国庫支出金、道支出金というふうな科目ではなく、雑入において歳入していることになるものですから、今回このように予算組みをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度更別村一般会計補正予算（第3号）の質疑から継続をさせていただきます。
質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 午前中の質問に対しての再質問という形でいま一度、内容的に分かりにくいといえますか、私の質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、この施策の内容の説明が不十分だと思いますし、また今お昼の再開の段階で各議員も内容的な部分が見えていないという指摘もありますので、いま一度この経営継承・発展等支援事業補助金についての主たる事業の内容をきちっと明確にまず説明していただきたいということと、それと先ほど説明がありました歳入の中で受けている雑収入ですけれども、これは民間を経由してという、私どもとしてはあえてなぜ、民間が入ってきているのに村の財政といえますか、收支に関わる部分で入ってくるのかという部分も少し理解できない部分がございますので、それら簡潔に分かりやすく再度ご説明願いたいというふうに思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 すみません。ちょっと分かりにくい説明になってしまって申し訳ございませんでした。

今回のこの経営継承・発展等支援事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり令和3年度の新規事業なわけですけれども、こちらのほうは担い手の経営を継承し、発展させる取組ということで、令和2年以降に経営移譲された中心経営体、農家さんを対象とした事業でございます。そちらの対象となる農業者の方が、先ほども申しましたが、経営継承後の経営発展に関する計画というのを立てます。こちらのほうについては、営農の省力化だとか、経営管理の高度化などを目標に設定した計画を立てるわけなのですが、こちらのほうの計画を立てて、経営を発展させる取組を行った場合に100万円を上限として助成をするというふうなものでございます。その財源としては国と市町村から2分の1ずつ財源となって、村のほうから100万円の交付というか、助成をするものでございます。

あと、今回のこの事業につきましては、国のほうのこの制度の立てつけというか、つくり方が国からお金が出るのですけれども、あくまでも民間団体、こちらのほうは全国農業会議所になるのですけれども、そちらのほうにお金を一度経由して市町村に交付というふうな形を制度上取っております。そのようなことから、民間団体等を経由して村のほうに財源として入ってくるという形になる中で、あくまでも大本は国費なのですけれども、民間を経由することによって村のほうで収入受けする際には雑入の科目で受けさせていただいているというふうなことでございます。今回のこの事業につきましては、限度額が100万円なものですから、一応対象者4件ということで予算を組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 先ほどよりはかなり理解できる説明ありがとうございます。でありながら、基本的に国の財源が入っているという部分も理解できるのですけれども、民間を経由してという部分であれば、雑収入で一回受けてということで、実質的に各市町村が2分の1の経費負担をしなければならないという部分もあるかもしれないのですけれども、そう見ますと民間経由の部分ということをつらつら考えますと、あえてそういう経理処理が必要なのかという疑問がどうしても湧くわけです。例えば直接的に村が農業振興対策で国との関わりの中でダイレクトでやるのであれば、この経理の方法というのはある程度理解できるのですけれども、民間が関わっているという部分の収支の在り方というか、収入と支出の在り方ということを考えて何かちょっと、ただ経由しているというだけであって、民間にどういうメリットがあるのか、民間経由という部分ではどういうメリットがあるか分からないのですけれども、これはこれなりに国の指示もあるのかもしれないかもしれませんが、そこは村としての農業振興対策という部分での押さえ方での対策というのは独自に打てないのかなという疑問符もあるので、国の制度割りだと言われてしまえば返す言葉もないのですけれども、その点の押さえ方、今後こういう事業が頻繁に出てきた場合に非常に分かりにくい対策になるというふうに思いますので、その点の考え方も整理した中で進めていただきたいとは思っていますけれども、いかがでしょうか。

どうも民間の部分ではダイレクトに民間からというのが、機械を買ったとか、そういう部分だったら分からないわけではないのですけれども、経営計画をあくまでも立てている中で実施しているという中で、なおかつ民間が関与しているという中で何かちょっと、そのからくりといいますか、歳入歳出の制度的な経理の仕方という部分がやっぱりちょっと見えにくいといいますか、分かりにくい気がするのですけれども、私の質問の仕方も悪いのかもしれないかもしれませんが、もっと端的にダイレクトな計画の立て方は村としてできないのかということも含めてちょっと説明いただければと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 何度もすみません。ちょっと1点漏れておりましたが、すみません。事業の流れということでお金のほうの話を中心にお話をしてしまったのですけれども、こちらのほう、事業の計画等の応募等の手続についても、こちらのほう全国農業会議所のほうに出して、そちらのほうで審査を受けるというふうな立てつけになっているところでございます。そういった流れの中で、国のほうから出たお金を、全国農業会議所ですか、そちらほうから審査とともにお金も出るというふうな形になるものですから、このような制度設計になっているところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 民生費についてちょっとお尋ねをいたします。

負担金補助及び交付金で5,300万、内容が更別村社会福祉法人施設整備事業等補助金、これについてもう少し詳しい説明を求めます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 15ページの更別村社会福祉法人施設整備事業等補助金のことだと思いのですけれども、今回こちらの補助金は社会福祉法人博愛会に対しての助成金になりまして、具体的にはコムの里さらべつということで、地域密着の施設等を運営していただいているのですけれども、そちらの施設の空調設備です。冷暖房設備でしょうか、の不具合がありまして、かねてから更新についての相談も受けていたところでした。金額も高額になるということで、様々な財源の手当てですとか、村としても当然高齢者に入所いただいているものですから、何らかの支援もできないかというようなことで協議を続けてきたのですけれども、今回コロナ関係の交付金がこの事業に該当するというようなことで、財源の手当てが大きく出たということで、その協議も大きく前進したということです。当初国の交付金だとか、あと村も何ぼかの助成をするに当たっての財源補填というようなことで過疎債だとかいろいろな事業を想定はしていたのですけれども、こちらの大きい事業ができたということで今回助成することになっております。

中身としては、先ほど言ったように冷暖房設備ということで、夏は冷房が効かないことがあったりだとか、冬は暖房設備が不具合があるだとかで頻繁に修理をするようなことが多くて、一番は高齢者が入所するに当たって生活基盤、一番のところでありまして生活基盤が侵されているような状況になっているものですから、何とかその部分の改善というようなことで今回このような形になっております。よろしくをお願いします。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それは必要でしょうし、財源がコロナ対策であったという理解はできませんけれども、これは5,300万、総額の事業なのですか。1億円で5,300万をコロナ対策とか、そういう説明はできないのですか。総額幾らなのですか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 事業費は、おおよそなのですけれども、5,600万ほどの事業費になっております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 なぜこういう、必要ですし、お年寄り大事ですから、それはそうでしょうけれども、5,600万で5,300万助成ですと、ほとんど額からいいますと村の補助ですよ、国の補助といえますか。それで、ご確認なのですけれども、博愛会は民間企業ですよ、社会福祉法人つくって。税でもかなり優遇されている。病院も経営していますから、そうでしょうし、それで大きな投資だと思いのですけれども、それで将来的に博愛会でなくて、上更にももちろんありますし、これからまた施設投資を新しく考えなければいかぬ場合ももしできるとしたら、仮定の話はしたくないですけれども、これ前例となると思いませんか。これは、今回コロナ対策がありましたから、それを有効に使わせていただきましたと。でも、それだけ前にしてくれているのなら、違う事業所でも上更でもどこでもこれでしょう、またそうやって手挙げる可能性は大だと思いのですけれども、その辺きちっと、難しい返事でし

ようけれども、できるのですか。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回こちらの助成に当たっては、村のほうで更別村社会福祉法人の助成に関する条例というのがありまして、その条例に基づいて支援をしたということなのですが、その支援に当たって具体的にどういう場合にどのような助成するのだとかというのは明確には書いてはいなくて、そのときの状況というような形にはなっているのですけれども、基本的に本来村で直営でやるべきような、当然村が責任持ってやるべきような施設に関して、今回こういうような条例がもともとあるというのは、やはり地域柄なかなか自前で取り組むこともできないような中では幾らかの支援をしていかなければいけないのかなというところかなと思うのですけれども、今回は先ほどのように財源の確保があったということで、これは特例というか、異例中というか、そこの部分は博愛会さんとの話の中では通常はないですよというような話はさせてもらっているのですけれども、財源が確保できたということに尽きてしまうかなと思います。

今後はケース・バイ・ケースにはなるのですけれども、当然国の助成金ですとか、村とか財源的に単費でというわけにはいきませんので、いろんな財源を確保しながら、充当できるものは充当したりというような中であって話を進めていくということで、最終的には入所されている方々の生活を維持するための助成というようなことで、今回もそういうようなことでこのような結果で助成をするような形で判断させていただいたというようなことになります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 そのとおりだと思います。民間企業がなければもちろんよその町村で行政で直営でやっているところもたくさんありますし、それから小さいところは個人で頑張っているところもありますし、いろいろケース・バイ・ケースあると思う。2025年問題がよく言われていて、僕らが75を超えたときに今の施設で恐らく足りないでしょう、何ぼ家庭医学が進んであれしてもと思ったときに、これは今回のを特殊扱いをしてくれる。課長が言うように、今回はコロナがあったから特殊ですよと、5,600万のうち5,300万、9割超えているのですか、これ前例にならぬとは僕は思わないのですけれども、その辺は今回は特殊だと言っていますから、特殊でしょうけれども、よくその辺、十何年たって、まさかついていなかったわけでもないのしょう、修理というか、改造なのしょう、恐らく。分からないけれども、中身出ていないけれども。でも、十何年でそれが全部改修になるという部分もちょっと理解はできないのですけれども、言ってもせんないかもしれないですけれども、すごく厚い助成ですね、助成というかが。これ理解はしてもらっておかないと、村民さんにも皆さんにも。これだけのものをコムニの里へ行政は手厚くしていますよと、そういうことでしょう。議員も承知しましたけれども、分かりました。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回は、これコロナの交付金の活用ということですので、コロナの交付金

のほうで広く公表されるようにはなっていますので、恐らくこの場だけとかではなくて、広く周知されるような仕組みにはなっております。一応参考までにです。

○議 長 西山村長。

○村 長 説明が足りないということで、大変申し訳なかったです。

松橋議員さんのご理解、議員の皆さん方のご理解得られるように、しっかり今指摘あった部分については考えていかなければいけないと思います。ただ、本当に不具合が生じたときに私も現場に行かせていただきました。職員が扇風機を全部集めて、そして昨年ですと30度を超えておりました。まさに入所者の命の危険に関わる状況が生じていました。何とか早急にこれを解決したいということで、いろいろと鋭意努力を、話し合いをしてきたということで今回このような形で財源確保ができましたので、提案をさせていただいたということであります。ぜひご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 12ページの地方振興費の東京大学連携講座負担金3,300万とあるのですが、この中身については若干どこかで聞いたような感じはするのですが、具体的な中身の説明がまだ足りないというようなことと、それから今回債務負担行為で4ページですか、令和3年度から令和5年度までになるのです。ということになると、この部分に関してもその説明、中身いかにによって債務負担行為まで組むわけだから、その辺もう少し詳しく説明をお願いしたいなと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問いただきました東京大学大学院との連携講座の関係でございます。この件に関しましては、本年4月1日に東京大学大学院の農学生命科学研究科と連携協定を締結させていただいたところでございます。これまでも地域創造複合施設の中に東京大学関連の研究施設がサテライトオフィスで入居していたという関係から、東大との更別村における様々な協力関係を築き上げていきたいということでお話しを進めてきているところでございます。そうした結果、今年の4月1日に互いに有する資源や人材を有効に活用しながら様々な取組を進めていきたいということで協定を締結したところでございます。

その取組の一つとして今回の東京大学連携講座の予算を計上したところでございますが、今回計上しました3,300万円に関しましては大きく2つの内容に分かれてございます。1つは、東大の寄附講座等の設置制度に基づく講座等に係る基礎的な経費を負担することで更別村におきまして東京大学大学院の農学生命科学研究科の教育研究が行われるというものでございます。具体的に申しますと、大学院の教育研究が行われるというものは、大学院で取得可能な学位の中の修士課程、いわゆるマスターと言われるものです。こちらの修士課程の取得ができる講座、研究フィールドになるということでございます。この修士課程を取得するための期間が、講座の内容にもよるのですが、最低2年間必要だということでござい

す。今回は、東京の連携講座の制度に基づくとところということで、規定上は開設期間は最低3年、長くて5年というようなことですが、延長も可能ということですが、3年となっていることから、今回3年間の事業としてこの連携講座を開設してまいりたいということですが。これに係る部分の財源としましては、地方創生推進交付金で2分の1、残りは交付税措置というようなことですが、債務負担行為の6,000万につきましては3,000万掛ける残り2年というようなことで、合わせて3年間で9,000万円の事業でございます。

もう一つ、今回3,300万ということで300万円分があるのですが、こちらにつきましても同じく研究講座にはなるのですが、こちらは学位取得とは関わらないもので、東大のほうで農学生命科学研究科で進めている育種ゲノミクスの研究講座、こちらを開設するものですが。こちらは、教育研究、研究がメインになるのですが、具体的には更別村においてソルガムという作物を試験研究を行うものですが。こちらのソルガムというものは、近年食用ですとかバイオマス燃料としても注目されている作物でございます。日本では主に本州方面、暖かい気候のところでも主に栽培をされているものが多いのですが、ゲノミクスの研究によって更別村の気候に合った北海道の中で栽培可能な育種を進めていくという研究をしていただくということになります。こちらのほうも北海道更別の気候に合った作物としてなった場合は、非常に将来性の高い作物ということになりますので、更別村の新たな産品としても期待ができるものということで、こちらのほうも併せて取り組んでいきたいということですが。こちらは債務負担行為ということではなく、単年で300万という計上をさせていただいておきまして、今後試験研究が継続されていく場合には毎年予算計上しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で大体分かりつつあるのですが、まず1つには、今の説明でいくと財源についてはふるさと創生と、あと振興資金ですか、この2つで全額国ですね、交付金といえば。ということは、村からの出費はないというふうに理解していいのかなのかということですが。

それと、修士課程というのですか、そういったことを取ることによって、言っている意味は分かるのだけれども、以前の熱中小学校の件もありますから、要するに村民との関わりはどら辺にあるのだという部分も今の状態ではちょっとまだPR不足なのかな。必ずしも村民がそこに行ってどうのこうのでもなくとも、要するにこういう目的でこうなっているのですよという部分も、どこかの媒体というか、広報でも何でもいいですが、そういったことを周知していかなければならない事業なのだろうということ、補正予算も分かるのですが、そういったPR活動も続けていかないと3年間でまた立ち消えしてしまうのではないかと、単純に村民との関わりもなかったのではないかとされるような可能

性があるものですから、その辺どんなような形でやっていくのかということで、この財源と今の話、そこをちょっと聞きたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 まず、財源のお話でございます。3,000万円のほうにつきましては、地方創生推進交付金ということで、こちらは事業も地域再生計画を毎年提出しながら推進交付金をいただくというような形になるのですけれども、3年間の事業ということで頭出しはさせていただいております。おおむねそのような方向性で事前には了承をいただいているところでございますので、3年間この部分に関しましては2分の1の推進交付金を活用しながら進めていけるのかなというところでございます。

もう一点の300万のほうにつきましては、今回計上させていただいておりますまち・ひと・しごと創生基金を充当ということで、こちらは企業版ふるさと納税をいただいたものを前年度積立てをさせていただいたものでございます。こちらのソルガムの試験栽培につきましては、当然試験研究ということで研究をしながら育種を進めるという、品種改良を進めるというようなことになるかと思いますが、こちらに関しましていろいろ経済的などころ、経済発展にも寄与するような作物になればということもございますので、こちらの企業版ふるさと納税を活用した基金を充当させていただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、講座開設における更別村の中で取組を進めていく中で地域とどういう関わりがということでございますけれども、この講座を開設、修士課程が取得可能な講座というのはいわゆる大学院でございます。本物の教育機関ということになりますので、当然ここに入学をするということは大学院の入試を受けなければならないということで、こちらに関しては村民が自由に入学できるというようなものではなく、やはりそれなりに試験を通らなければならないということで、入学するには相当ハードルが高いような形になるかと思いますが、ただ本来であれば東京大学まで行かなければ学べないことが更別のフィールドの中でできるということで、村民の方のみならず、十勝、北海道の方、大学を卒業した方、そういった方々が更別で東大大学院の修士課程が取れるならというようなことで、新たな人の交流、関係人口の構築と、そういったものに期待ができるということで地方再生計画に認められているところでございます。

また、ここで行われる様々な講座、また現地での研究を行う場合の実習フィールドの必要性も出てきますので、この後、予算が通った後、東京大学さんのほうと正式な申込み等のお話を進めていく中で、詳細がまだ東大側でも、申込みをいただかないと東大さんのほうもなかなかこういうふうにするというのが決めれないというところもありまして、この後調整をしながら年内開講を目指したいということで進めていきたいのですけれども、ここで行われる場合には例えば更高生との交流であったり、小中学生との交流であったり、そういったことも実際に大学院でどうということが授業として行われるのか、どういったことを研究しているのか、そういったことを公開講座等も含めて実践していただけるよう話し合いを進

めているところでございまして、これらは東大でも実績がほかの地域でもあるということで、そういったものに倣いながら、極力地域で行われている最高学位の授業内容等に触れていただく機会としても新たな刺激にもなるということで期待しているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 関連で、いろいろ今交付金だの推進どうのと言われたのですけれども、端的に聞きます。これに対して私たち村民の税金が利用されることはないのですねという確認が1つ。村税が、そこをはっきりまず押さえておきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 財源につきましては、2分の1が創生交付金ということで、2分の1は交付税措置ということでございます。こちらは、制度上全額地方財政措置を行うという制度で国のほうでは進められておりますが、交付税ということですので、実際には例えば内訳がはっきりこの分で幾らというようなことはつまびらかになかなかないのが交付税制度の内容でございます。この結果、更別村における特別交付税等を含めた交付税措置に関しましては、地方創生事業に取り組んでいる中でその部分に関しては増額されてきている傾向にございますけれども、その一方で一般分がそもそも減ってきているという事象もございします。こちらは、国の中の交付の仕方として一概にこの計画における事業をやったから減らされているということもないとは思いますが、トータル的に円たりとも村民の持ち出しがないかということに関してははっきりそのとおりですというふうにはお答えするのはちょっと難しいかと思いますが、基本的には村の一般財源を使うことのない制度を活用しながらこうした取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今なぜその確認をしたかということ、これちょっとロングランですよ。今年1年の問題でないで、今後大変不安になることが1点あることと、今東大ということで大変高度な学習内容云々を言われましたけれども、実際村民がどのように関わっていくかということ、私はほとんどまず無に等しいと思うのです。私そう思う。内容が濃過ぎて、確かに学校とか何かでの講演とか、それは分かりますけれども、我々一般村民がそこに触れてそこで学習して、あるいはそういうことに関してということになると私は非常に無に等しいから、特にそこで皆さんが私たちの重要な大変な思いで積み上げた税金を流用される、流用と言ったらちょっと言い方悪いのですけれども、そっちへ投入されるということはやはり皆さん相当の抵抗を感じるし、そのほかに村民自体がそこにお金使うならこっちもやってくれよということがいっぱいあると思うので、その辺は今後とも十分気をつけていただきたいなという気がいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの心配のお話ありました。財源振替については今本内課長が説明したところであります。私としては、東大が作物の生育状況とかいろんなこと、あるいは

東大の試験圃場、ロボット圃場でかなり最先端技術を持って、気候条件あるいは生育条件、その中でいかに効率化して農作業を行えるかという研究もしております。その部分は必ずや更別村の今取り組んでいるJAさんも含めて、協議会のほうもJAさんも立ち上げて、いろんなスマート農業やっておりますけれども、そこはかなり貢献してくれると思いますし、最高学府が来て、訳の分からないような研究をしているわけではないので、それが日本の将来に結びつくようないろんな研究ということで、触れ合うだけではなくて実際にその中で聴講したり学んでもらったり、これから細かいところは調整していきますけれども、実際に学ぶことができたりとか、いろんな状況が今後生じてくるとに思いますので、私は村の中で東大のキャンパスができて、その中で教授あるいは生徒が来て、いろんな形で村民と交流したり、技術を提供してもらおうということについては、これはかなり村としても大きな部分があるのではないかとこのように思いますので、その部分ご指摘のあった部分もしっかり押さえながら進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連の質問をさせていただきます。

まず、ただいま今回の債務負担行為の件で東大の部分で連携の契約を結んでということでございますけれども、内容的に説明を受けていますと、大学院の研究課程ということでございまして、大学院の研究課程になりますと修士課程と博士課程があるわけでございまして、その中の3年間ということになれば多分、推測でございますけれども、修士課程の研究になるのかなというふうに思っています。今村長なり企画課長から説明ありましたように、大学院の研究ですから、研究論文が通らないと修士課程は修了しないわけです。そのような中で、あくまでも学生は学習という立場でこの研究をするわけです。その分を村はどう捉えているのか。本当に村民との連携だとか、そういう部分の人とのつながりだとかということをお答えしていただいておりますけれども、私はそんなことにはならないと思っています。それに対して9,000万の金を入れていくということの疑問符はどこまでも僕は付きまとうというふうに考えておりますけれども、その点違う、違わないではなくて、9,000万の財源の大事なものをそこに特設的に注入していくという意図が、僕はその点での説明不足は否めないと思っていますので、そこはきちっと明確に示していただきたいというふうに思っています。

9,000万といいますけれども、もう既に東大の、村長が先ほど回答いただきましたけれども、東大のAIだとかロボット産業に対してはもう既に東京大学という名のつく部分についての研究についてはかなりのお金入っているはずですよ。今回は新たに9,000万という形でございますけれども、実質的に我々が村にこの村をどうしていくかといったときに、地方創生資金もそうです。ふるさと納税も含めてと言っておりますけれども、地方創生をどう使っていくかということは、これは村民一人一人、3,200人の人に対してどう最大限の行政手法に基づいて支援をしていくかということが僕は大前提でないと……

(「そうです」の声あり)

○6番安村議員 これ全てが、そうですよと言うけれども、9,000万の債務行為、これから2年の債務負担行為も含めて、では村民との連携も含めて、本当にそういう部分の期待度も含めて、村がこれからに向かって3,200人の人口も含めて、村が東大の今の研究等も含めて連携して本当に前進できるという担保があるのかどうか、僕はその点の今の説明では十分説明をなしているというふうには思っていないし、これ本当に地方創生の資金ももっともっと活用するのだったら、条件あるかもしれないけれども、もっともっと村に特化した住民生活に特化した中で僕は施策を打つべきだというふうに思っていますけれども、その点私の勉強不足もあるかもしれませんけれども、非常にこれは危惧というか、僕は、皆さんも何人かの人も言っていますけれども、不安視しています。はっきり言って本当に、小学校だ、高校だと言っていますけれども、連携する、連携するといっても、高校生だって3年間です。入れ替わるのです。地元だといっても、地元の生徒何人います。そういう面も総合的に判断した中で本当に適正な予算措置をもって計画しているのかどうか、私は疑問だと思うし、もっと明確に村のためにこうなるのだという強いパイプの太い線をいま一度出していただいて提案していただきたいというふうに思っています。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご意見いただいたところでございます。確かに金額、規模も年間3,000万の3か年というところで比較的大きな事業規模の事業展開ということでございます。今回の東京大学との連携講座につきましては、基本的には地方創生という仕組みの中で、当然村民の福祉向上が我々の最大の目指すところではございますが、人口減少、少子高齢という中であって、地域の中でどういうふうにそれを取り組んでいながら新しい地域をつくっていくかということに、国のほうが基本的には2分の1交付、2分の1地財措置というような100%に近い財源を使いながら地域で様々なチャレンジを行う仕組みをつくられているところでございます。

これをどのように活用するのも含めて、当然我々のほうの責任は重たいというふうに感じながら進めているところでございますけれども、今回せっかくできました東大とのつながりの中で、北海道の十勝の更別村というところで東京大学の講座が開設され、そこで修士課程の取得も可能になるというようなことに地域として取り組んでいくことで、新しい人の流れであったり、関係人口を増やしていくといったことに期待をしているところでございます。ここに恐らくこういったことをしなければ触れ合うことのできない環境であったり、取り組みであったり、人とのお付き合いであったり、そういったもののきっかけにもなるものというふうに思っております。

具体的にこれに取り組むことで更別村に東大から何かしてもらえるのかというような見返り云々というようなことではございませんけれども、こうした人の流れ、新しい感覚であったり、新しい刺激であったり、そういったものから村民の方々にもいろいろな新しいものにチャレンジしていただいたり、そういう機会にもなるのではないかとというふうに考えて

いるところでございます。こういった機会はどこの地域でもなかなか取り組めるものではなく、せつかく縁があつて取り組める機会をいただいているものですから、ぜひともご理解いただきながら進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ないですけども、今の説明の中で期待だとか、そういう言葉ばかりで、具体的施策が全く見えていないというふうに思っています。期待度と東京大学というネームバリューという中のそれとの連携と、あと期待、人と人との交流も含めてという極めて曖昧で不明瞭な説明を受けているわけです。ここは、私たちが聞いているのは、連携は連携でいいのです。何もそこまで否定するわけでないのです。連携するからには、具体的内容を持って村民との関わりをどうしていくかというパイプ役を果たさなければならないのは行政なのです。期待感ばかりを言われてもだめなのですよ、現実的に。現実論を見たときにどう、村民との関わり、村の創生も含めて具体的にこれが柱になりますよということを提案していただくことが、この予算措置を認めるというよりも、推進するに当たって皆さんがバックアップしてくれる事業内容になるのです。

それがはっきり言いまして、先ほども言いましたけれども、東大の修士課程の大学院の研究のため云々くんぬんという説明を受ければ受けるほど、趣旨が違うのではないかと、私は強く思っています。もっと具体的施策をきちっと、行政の責任において具体策をきちっと明示して、それを前面に出して、それで今回の東大との連携包括の契約をしたのだとか、そういう部分を持っていかないと、また同じ形です。村民とのすれ違いばかりで、お金だけが出ていくという形。村長今首振っていますけれども、そういうことでないですよ、もっと具体的に具体案を持って示してください。

○議 長 西山村長。

○村 長 具体的な案は持っております。2017年に台風が来て、2018年からインフラ整備とか、いろんな形で行いました。そのときに水があふれた、引かない。そういう状況の中で、農薬散布とかいろんなことができることはないか。家族経営でこのまま規模が拡大していくと非常に厳しい状況になる。その中では自立自走のトラクターであるとか、今のGPSトラクターの次の技術を導入する時期がもう今目の前にやってきているのだと、そういうような状況。そして、農業基盤整備としてそのときに真っ先に動いたのが期成会と一緒に五十数年来の悲願である大型明渠排水の確保、設備等を含めて、その中で東京大学が来ました。そして、彼らは農産物の害虫であるとか、あるいは農薬散布であるとか、いろんな協議会の中で実証実験を国の支援をいただきながらやってまいりましたが、いよいよそれが実証ではなくて実装の段階に入っております。いろいろなその中の機械を高度技術を使ったり、いろんな形の中でいろんな技術が開発をされております。もはや実装であります。その中で、東大が更別村こそ東京大学の大学院、最先端技術を学ぶフィールドとして実習あるいは研究を進める上でこんな最適な場所はないと。

これがずっと今までのいろんな形でいろんな、交流ではありません、研究の学会をしてもら

ったり、いろんなことをしておりますけれども、そういう部分を提供していただいたり、あるいはデモンストレーションさせていただいたり、そういうことであります。いよいよそれが実装の段階に来ているわけです。東京大学等が縁がありまして、なかなか東大さんもいろんな日本各地にそういうような講座とか開くということはありません。そういう展望性がある実現可能な、そして学生が一生懸命働ける、あるいは地元の理解が得られる。そういう中でそういうようなフィールドを持ってこようとしております。

その中でお話がありました。ぜひとも更別村で連携をしてやりたいのだと。今まで研修してきた成果をその中で若い農業者の皆さん、その方たちにも実体験をしてもらいたいし、実際に実証ではなくて実装のためのいろんな研究の一端を報告したい。あるいは、この村から世界に輸出できるだけのスマート農業のそういう技術をいろんな点でやっていきたいということでありました。そういう機運が、大手の通信業者等が動きました。5Gは今5基あります。そんな村はありません。その中で今やろうとすれば全てが可能となる、そういうフィールドが村の中に出来上がっています。

これは、絶好のチャンスであります。そういう意味から見れば、私は単に小学校や中学校や農業高校さんの交流とかということではなくて、できれば実際にその大学に入って勉強して、村民の方もraitたいということがあります。社会人枠で受けて入学をさせていただきたいという考えもあります。まだその辺の詰めは行っておりませんが、でも先ほど言ったソルガムの栽培であるとか、どういう技術をどういうふうに開発していくという、これ専門的な分野で非常に難しいところありますけれども、その部分はきめ細かくいろんな協定の中で決められております。

安村議員さんおっしゃったように、地方創生はこれからの持続可能な村のためにやっぱりいろいろと工夫しなければいけませんし、私は子育て支援のそれをまち・ひと・しごとの創生基金、いろんな部分について最大限の活用をしながら、交流人口あるいは住環境の整備、これは様々な形で進めてきました。その中の一環としてそういう最高学府が村に来て、そういう研究機関があつて、それが必ず還元されるというふうに思っています。これは期待度ではありません。これは実現です。されます。そういうような部分で、農業技術、あるいはそういうような細かいところ、ちょっと植物学のどういうということは言えませんが、先端機械、あるいはいろんな部分で導入する部分で必ずその部分が進んでいくというふうになっておりますので、その辺をよく本当にご理解いただきたいというふうに思いますし、私はこの村にとってはこれは絶好の、東大が来るということはチャンスだというふうに思っていますので、その部分について財源措置もずっと国とも話し合つてそういうふうな形で確保してきたわけですので、ぜひ実現をさせていただきたいと思います。

ただ、細かい点とか、上田さんおっしゃったようなPR不足、あるいは織田さんがおっしゃったように、あるいは本当に血税の部分で、そういう部分については私は決してないがしろにする気はありません。その部分をしっかりと捉えながら、この事業をぜひとも進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 村長大変熱い思い、村長の思いは分かるのです。私はなぜこれ少し抵抗を感じるかといいますと、昨年の秋でしたか、スーパーシティ構想で向こうの体育館のほうで講演会ありましたよね。そのとき東大絡みの先生が講演されていたと思うのです。その中で私一番かちんときたというか、気になったのは、更別で今村長言ったように、試験をしてあれをしてデータを取るのだ。それは更別のためになると村長はおっしゃいましたけれども、そのデータをよそへ売るといいますか、営業に使うような講演をされたのです。そこで、私は正直言ってそこから不信感を持っているわけです、この事業に対して。村長と行き違いあるかもしれませんけれども、そういうところでどうしても不信感が出て質問してしまうのは、あの講演を聞いたときに、この人たちは私たち更別を実証実験の実験場にしているのでないかと、そういう不安が常に付きまわっているのです、そして今そこに多額の経費を投入する。これはいかなものかなということでも質問しているわけでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田さんのご心配されていること、講演の中でそういう話があったということについては私もあまり、具体的には記憶というのですか、あれですけれども、ご心配はそのものと思いますけれども、ただスーパーシティの関係等も含めて言えば、実際にここに東大が出てくるということは東大の本気度を示したということに私は逆に思っております。スーパーシティも含めてそうですけれども、若干説明が足りないところがあって申し訳ないのですけれども、実証して、そしてそれが終わったら、今までそういう決定ありましたよね、いろんな各地で実証して、そのときには5Gが来たり、その機械が来たり、でも実験が終わったら企業も全部一切なくなってしまうということがあったのです。

それは、今回の内閣府のスーパーシティの事業については、これは実装でありますので、そういう企業が村に参入することは許されません。今エリア指定で協議をして、いろんなヒアリングを受けて、かなり厳しいことも聞かれましたけれども、実際にエリア指定決まれば、それに関する当事者、例えば高齢者の移動手段であるとか、スマート農業であるとか、医療関係とか、その中で地域会議が国から来てやります。企業さんは、はっきり申しますと一回シャッフルをされます。今つながっている企業さんはありますけれども、提案を受けている企業さん100社ぐらい来ておりますけれども、その中で本当に更別村で更別に適するものを作る、そして実装だけしてさっと帰るといふところは、これは内閣府が認めません。更別村に来て実装して、それをずっとその活用をして村のためにやっていく。ただ、そこで開発した部分については、企業さんですから、ほかのところでもやりますけれども、村の中においてそれで競争するとか、そういうことについては一切許されないことになっています。

そういう点では、私もスーパーシティのほうに応募するときに、企業も再度国と村と住民の方も含めてですけれども、そういう会議の中で本当にこの企業の提案が村に資するもの

なのか、実際にそれが終わったら、例えばはい、さようならということは許されませんので、そうではなくて実際にそれがずっと残って、サービスとかいろんな形で関わっていくということを確認をしながらやっていくということで、もちろんそこには住民の合意とか、いろんな個人情報の保護等の関係もありますけれども、そういうことがあるという点でスーパーシティに応募しております。したがって、今回企業さん来てもそうして、講演の内容がそれだと大変受け取る側にとっては誤解を招くような状況だったと思いますけれども、決してそういうふうにはならない、そういうことはさせないということを私は思っておりますので、そういう点をご理解いただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ごめんなさい、だんだん何か論議のエリアが広がってきて、私だんだん元の今の連携協定の関係の説明がスーパーシティのほうに移行してしまって、訳がはっきり言って分からなくなりました。

本当に端的に言いますけれども、このお金どうのこうのは別にしても、連携講座の部分、私の一方的な解釈なのかもしれないけれども、大学院なりなんりの研究も含めた中でも、サテライトではないけれども、研究室の一環として更別に寄るといふ、その内容だけは理解できたのですけれども、この講座自体が村民に公開される、あるいは学生にも公開するというのもある程度は理解できますけれども、きちっと整理しなければならないのは、この講座というのは何を主たる目的として、これ9,000万ですね、プラス2年間の債務負担行為をやっている。ほかに300万、単年度だという説明がありましたね。種子の更新というか、いろんな品種改良も含めていろんな分の試験の作物の部分もやる。それはそれで分かります。だけれども、この大本である連携講座という部分の大学院が来るという研究内容、それは今説明つらつらされてもどういう研究内容で来るのだという部分がなかなか見えてこないのです。スーパーシティいってみたり、種の更新、開発にいたりして、何が何だかよく分からないという部分。こういう説明は村民が理解もしてくれないし、ここだという部分をきちっと明確に同時進行で進めるというのが僕は原理原則だというふうに思っているのです。

いま一度、しつこいようですが、この連携協定についての契約行為、確かに最高学府だ、最高学府だと言っても、村長が一生懸命社会人枠と言っても、そんなに簡単に入れるわけない。さっきも言いました。そんな甘いものではないです。更別村から京大だとかなんとかに入っているけれども、東大はなかなか行けないというのが実態でございまして、それらを含めて実質的にそこの趣旨といいますか、本筋がどこにあるのかだけはいま一度説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 おっしゃるとおりです。細かいところは私もまだ勉強不足で、いろいろと学会とか話聞かせて、探させてもらったのですけれども、やっぱり高度であります。今の生命科学ということで、ゲノムとかいろんな部分について最先端の研究をしているわけですね。

ども、それについては日本の農業の先駆けといえますか、大型畑作地帯でそれをどういうふうに活用していくかというか、新しい作物の育苗というのですか、育成というのですか、そういうものも含めて生命科学、農学部のそういう最先端の研究をここで講座を、研究室が来るということです。常駐の先生が来て、そして生徒が来てやるということでもあります。今安村さんおっしゃったように、その部分について、私は前も話しましたがけれども、交付金とかいろんな関係ありますけれども、お金はお金ですから、その部分で実際に東大さんが研究されることと、それと村民に対する還元とか、いろんなそういうような機会はしっかりつくっていかねばいけないと思いますし、まず研究組織が来て、ここで研究が、最先端日本の技術が農業技術の開発が研究をされるということ、そしてこのフィールドの中でいろんなフィールドを使ったりして実証したり実装したりという、そういう活動を行っていくこと、その中で村民の今の農業者、担い手の方とか、いろんな協議会との関わりの中でそういう形で連携を図っていくというところを私としてもしっかりつないでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今農業に関しては生命科学と言いましたか、それが来るということですね。生命科学というか、農業の活用の部分で今村長さん言われたのは。今何かといたらドローンだ云々と言われてしまうから、あっちもこっちも混乱して広がってってしまうのですけれども……

(「それも全部入る」の声あり)

○7番織田議員 そう言われてしまうと本当分からなくなるのですけれども、果たして東大さんそこまでみんなやるのですか。私は、今簡単に言われた生命科学ですと言われたほうがすごく分かりやすいのですよ、正直言って。そういう学習というか、その研究ですよと言えいいのですけれども、全部ですと言われてしまうと、こっちも全部発展して行って、やっぱり不信感と色々なものが出てしまうので、その辺はきちんと押さえていただきたいと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 今回の講座の中で実際に取り組まれる中身というところでございますが、詳細につきましてはこの後東大のほうで教授等の選定がされてから、より具体的なところになろうかと思いますが、先ほど村長のほうからもお話ありましたとおり、農学生命科学研究科というところの今回取組になります。基本的には生命科学研究ということで、ゲノムの編集ですとか、そういったところの取組だとか、そういった研究が中心になろうかと思いますが、先ほどドローンのお話も出たと思うのですけれども、ゲノム編集を行った作物については生育環境を目視する取組も、フェノミクスの取組も必要になるということで、こちらにはドローンを使った栽培状況の確認だとか、そういったものも、ドローンは使われたりはする研究も当然ございます。ドローンにしてもいわゆる機械器具ですので、多様な利用の方向

性があるかと思えます。研究に関して使う、使わないといえば使う分野も、道具として活用することも当然あるかと思えますが、具体的にはそういったドローンだとか最先端の道具も使いながら、生命科学研究科の専攻分野が定まって、その研究がされるというような流れになろうかと思えますので、より具体的にどの分野のどういうところというのはこの後教授との詰めということになろうかと思えますが、おおむね東大のこの専攻科に関しては毎年40くらいの講座がたしか開設され、専攻科ごとに開かれて、1講座当たり30単位から36単位ぐらいの開設になろうかと思えますが、その中に名を連ねていくような講座になろうかというふうに思っています。

以上です。

○議 長 この関連についてほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 この際、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の継続を行いたいと思えます。

質疑の発言を許します。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 資料、もう既に議論があったところの蒸し返しになってしまっていて大変恐縮なのですが、15ページのところで一番上です。博愛会といいますか、社会福祉法人のための助成金5,300万、これはコロナの関係でもってたまたまこの時期ということを活用してというふうな、嫌らしい言い方ですけども、説明があったと思えます。2点質問したいと思えます。

1つ目は、確認になってしまうのですが、博愛会が今介護保険事業を行っている一連の施設整備というのは、これは博愛会そのものが行ったものですね。要するに村のお金が出ていると、一部出ているということはあるかもしれませんが、その確認が1つです。すみません、そのことを私の認識で誤りがないかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の博愛会のコミの里さらべつですか、あちらの整備のときは、博愛会さんのほうの整備になりますので、具体的な数字はちょっと今はないのですが、村からも若干の支援はさせている中で、あくまでも事業主体は民間の方がやる事業に対して村も支援をしたというような状況になるかと思えます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 その前提、つまり端的に言ってしまうえば民設民営の建物であり、事業内容

だという認識で間違いはないのだというふうに思いますが、博愛会って社会福祉法人ですよ、あの事業を仮に株式会社がやったら、税金がかかってくるわけです。社福法人だから税金がかからない。これだけで大変な救いです。村が云々ではなくて、事業主そのものとして。こういう状況になる、要するにコロナが蔓延するという想定がない中で、こういう設備設計をすればいいサービスが提供できるだろうと思ってやったところがたまたまこういう状態が生じたと、それ乗り越えるのは100%法人の責務だと私は思うのです。違いますか。株式会社がやっていたとしたら、行政それに支援しますか。この村の中にあの法人が行っている高齢者の介護サービス、あそこしかないということは分かりますよ、私も。そのことをどう捉えなければならぬかなというのは分かりますけれども、私はそのことに対して支援をするというスタンスを村が持っているということに対して非常に残念に思います。皆さん、そもそも一般企業が運営しているものと違って、これだけの恩恵受けているのです。当初計画が狂ったから、たまたま今コロナのこういうお金があるから、そんなものは当てにしないでくださいと、自分たちの努力でやってくださいというのが私は村のスタンスであるべきだというふうに思っていますが、私の思いに対してご意見いただきたいと思えます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の支援についてということですが、確かに株式会社ですとか社会福祉法人ですとか、事業主体に対していろいろと考え方はあるというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、今回事業主体ということとはもとより、実際どういう事業をやられているかということかなというところで、今回地域密着型の老人施設、福祉施設というようなことになります。その運営主体が社会福祉法人ということ。通常おっしゃるとおりで、地域的な先ほども話したのですけれども、小さい村だからこそなかなか自力でできない中であって、民間の方やっただけならというようなことでお願いしているところもありまして、そういうような地域事情的な部分で幾ばくかの支援ができるのであれば、これはお金だけの支援も当然といって、だけということではなくて、いろんな意味で支援はしていかなければいけませんから、当然必要な施設ということですから、なるのですけれども、特に目に見えるところはお金というところにはどうしても出てくるかと思えます。一律的にこういう場合は幾ら出すとかということとはなかなか決めれなくて、そのときの事情、状況に応じてお互い話合いの中で無理のない中でやれるところをお互いに協議しながら進めていくということになると思えます。

今回社会福祉法人ということで、村のほうの条例で更別村社会福祉法人の助成に関する条例ということで、福祉法人に対して助成をするということに対しての条例があるものですから、それに基づいて申請いただいて支援するというところで進めております。ですので、通常財源のめどが立たない限りはどんなことがあっても村も支援するにも限度がある中であって、最大限活用できるものを活用しようというようなことがありますし、高齢者の生活基盤であります空調設備、冷暖房ということであれば高齢者の命にも関わるようなものに

なるようですから、これはかなり村としても金額的に見れば疑問を持つようなことはあるのかも分からないのですが、優先すべきところを優先させてもらうということと、一番何とか有利な財源が確保できたというところ、そこになってしまうというところの説明になってしまうのですが、毎回こういうふうに財源が確保できれば一番素晴らしいのですが、その都度、その都度いろんな状況を協議しながら、村で必要となる設備に対して、施設に対して何らかの形で手助け、支援をしていけたらなというようなことで取り進めていきたいなと思っております。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 この補正予算にはない中で、教育委員会にちょっと質問させてもらいます。議長の許可をいただければ。

というのは、中学生の飛び出せワールドの件なのですが、ご承知かと思っています。コロナ禍の中で修学旅行も延期、中止というテロップが流れている中で、幾ら首長の思いがあるからといって、もう今6月です。恐らく中学校にしても年間の事業計画なり活動計画立っている中、修学旅行も含めて、今になってまだ海外派遣を考えているのですか。これ教育委員会の仕事だと思うのですが、

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 中学生の海外研修事業なのですが、スケジュール的には春休みに事業を実施できたということから当初から考えているところです。それで、事業者への申込み、これが大体その半年ぐらい前、半年ぐらいあれば余裕を持って準備できるということで、9月の下旬ぐらいをめどに申込みということから考えておりました。コロナ禍ですので、事業が滞りなく実施できるかどうか予算計上時でも分からなかったのですが、できるだけ実施の可能性を探りたいということで、これも当初から8月下旬から9月上旬をめどに判断したいと考えていたところです。事業の推進委員会も4月に開催したのですが、そのときに会議の中でもその時期に判断しますということでご了解をいただいているところです。

こちらの事業は学校活動とは別の社会教育のほうの活動ですので、学校教育のほうで支障が出るとか、そういうことは特段考えていないところです。できるだけ実施したいという気持ちは変わりありませんので、何とかぎりぎりまで判断を遅らせてということで当初より想定をして進めてきたところでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今の説明ですと、春休みに実施をしますから授業に関係ないという説明を受けたのですが、本当にそうなのですか。今の中学生そんな暇なのですか。きちっと、ほかの町村の話はしたくないのですが、道教委からも修学旅行も延期、今運動会開いている自体も父兄以外は来ないでくださいよ。そういう説明で今さら理解を求めてくださいというのは、今の状態無理なのでないですか。9月下旬までと、半年あれば旅行業者

はセッティングできますよと。海外へ子どもたちが初めて行く、そういうことをあまり安易に考えているのではないかなと僕は思うのですけれども、違いますか。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 決して安易に考えてはございません。国、文科省ですとか道教委のほうも修学旅行の延期、中止ですとかうたっておりますが、現在の状況でおっしゃっているものと理解をしております。この事業自体は、先ほど申し上げましたとおり春休みを想定しておりますので、学校活動には影響がないというふうに考えております。それで、事業については、先ほどと繰り返しになりますけれども、できるだけ実施の方向でぎりぎりまで考えていきたいなと思ひますし、初めて行くからこそ万全を期したいということで、当初昨年予定していたより参加人数も増えそうな感じですので、引率の人数も今年度予算で増やさせていただいて、不測の事態といいますか、万全の体制で行けたらなということで進めてきているところです。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 堂々の論議は繰り返しになるから、あまりしたくありませんけれども、日本中朝から晩までコロナで、入院ベッドが足りないとか、昨日あたりからちょっと北海道も落ち着いた状態ですけれども、かなりストレスたまっている中、それを押し通すという、そこまでの子どもたちの学習意欲あればそれはすごいですが、僕はそう見えないのですけれども、危ないところへ行って、空港検疫で1週間いなさいよ、3日いなさいよ、ホテルから出るのでないよと、オリンピックもどうか言われているときに、9月末まで頑張ります。完全ゼロになったとしても、世界中が、あまりにも、教育に関係している人に言葉悪いですが、甘く考えているのではないですか。村のパークゴルフ場から温泉施設から全部封鎖をして、自分の置かれているというか、今子どもたちの置かれている場所、僕らも置かれている場所、9月末にやれば3月いっぱい間に合いますと本気で言っているとしたら、理解に苦しみますけれども、どうしても言うのだったら、そうやって言って、万が一のことあったときは誰、教育長が責任、あなたが責任取るのですか。万が一というのはコロナのことですよ。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 繰り返しになりますけれども、ぎりぎり判断しようと思ひていますし、それが無責任だとか、そういうふうにも感じておりません。村の施設は現在閉鎖はしておりますけれども、これも今緊急事態宣言中ですので、この後状況によってまた変わってくるものだなというふうには考えております。責任のお話ですけれども、当然しかるべき立場にいる者が責任を取るといふことになると考えてございます。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 海外研修の関係につきましては、前回の定例会でもお話しさせていただきました。

たけれども、子どもたち非常に期待しております。あわせて、行政懇談会でも、保護者の方だと思えますけれども、ぜひ開催してほしいという声もいただいております。管内では早々に中止を決めた町村もございます。その辺も私は確認しております。ただ、私は、今皆さんが期待している事業ができる可能性があるのであれば、それは何とかやりたいなど、それが、先ほど次長が説明いたしましたけれども、8月、9月の段階で判断させてもらいたいということでございます。教育委員会としては、今回の海外研修につきましては、子どもたちのグローバル性、あるいはコミュニケーション能力の向上について非常に有意義な事業だと思っておりますので、その実施の判断につきましてはぎりぎりまで教育委員会のほうにお任せいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 あまりにもこういう話で論をしても教育委員会はそうやって頑張っていますけれども、十勝の一つの更別の田舎で恐らく、子どもたちに悪いですけれども、東京もあまり行ったことない子どもたちだと思うのですけれども、分かりませんよ。考え方の発想を少し変えたらどうですか。オリンピックでも見せてあげるといふのなら、それは50年に1回ですからがつつと、今行けないですけれども、無観客といたら。シンガポールでしたか、どうしてそんなことに、大きくなれば何回でも行けるでしょう、これからグローバルな社会で。その辺が僕理解できないと言っているだけで、そうやって頑張るなら頑張ったっていいですよ、8月末で。3月に春休みに行くから、授業に関係ないとか、学校運営なんかに関係していません、教育に関係しませんと、僕はそうは思いませんですけれども、1週間なり10日なり。僕はそう思っています。かみ合わないから、いいです。責任はトップが取ると言っているのですから、何かあれば。それは当然そうなのでしょう。分かりました。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さん心配されることごもっともだと思いますし、ただ私2期目の公約でグローバルな子どもを育てるということで飛び出せワールドという、仮称ですけども、海外、大きな目で今から農業後継者もたくさん出るでしょうし、彼らは世界と肩を並べて競争しなければいけないし、闘っていかねばいけない。そして、日本の食料も守っていかねばいけない。ほかにもいろんなところに出て行って、いろんな職業に就いて、いろんな活躍すると思えますけれども、そういう視点は今必要だ、この時代だからこそ必要だと思います。

授業の授業過程とかいろんなことあって、それを無視してまでとか、あるいは学校の状況をしっかりと把握しない中でそういうことをごり押しをする気はありませんし、その部分で今何とか行かせてあげたいのですけれども、周りの状況を見るとやっぱり厳しい状況、これはご指摘のとおりだと思いますし、では何で早く判断しないのだというような状況もありますけれども、いろんなことを勘案しながら、いま一度お時間いただいて、そして検討させていただきたいというふうに思います。もちろんいろいろな事業の責任は私、トップの西

山が取りますので、その部分でしっかり検討させていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ページ数が14ページの関係、冒頭の一番上の事項で具体的な内容的な部分は省かせていただいて、今回自動車の更新と申しますか、入替えをせざるを得なかったという部分でございますけれども、これは当然耐用年数がある部分ですので、どういう形だろうが更新も含めてせざるを得ないという部分があるのですけれども、たまたま見えていますと更別村の公用車運行管理規程がございまして、種々その中の運用だとか、管理だとか、そういう部分がきめ細かく書かれているわけですが、今回保健福祉課の車両が残念ながら故障してしまったということですが、基本的には診療所の関係も本来からいえば診療所用の車両もある形の規程になっているのですけれども、その分がどうなっているのかなという部分があるのですけれども、たまたま今回の部分については職員でなかったということについて、それらの運行に関する部分の相手方との、あまり固有名は出したくないのですけれども、医療学センターの先生方との村との関わりの中で、そういう有事の際というのですか、何かあったときの取決め云々くんぬんについての詳細のやり取りはあるのかなということのまず確認をさせていただきたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 北海道家庭医療学センターの職員が村の公用車を業務上使用するという部分については、村と北海道家庭医療学センターで結んでいる契約の中に、そういった公務、診療所の業務に必要な場合においては公用車、村の車を使うという、そういった条文がございまして、それにのっとってと申しますか、それに沿って使用しているところでございます。また、事故につきましても、その契約の中では村の入っている任意保険で補うと、そういうような条項になっておりまして、それに沿っての措置ということになっております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。今説明いただいたのですけれども、1点、私冒頭で言いました公用車の管理というか、公用車の部分についての管理規程の中に、公用車を管理しているという中の台数の中に医療用の自動車と明記しているのです。だから、いわゆる医療機関が使うという部分の意味だというふうに解釈しているのですけれども、たまたま今回の車両が保健福祉課管理の部分だということで、これまずそれを利用したという部分の経過がどうなのかなとちょっと確認だけ1点させていただきたかったのです。それに関して今のもう一点ご回答いただきました契約の部分で村が全てを、公用車も含めて何かあったときの有事の部分については村が全て責任を負うという約定なり、そういう取決めになっているのだったら、いま一度その回答だけいただければというふうに思っています。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療所にご指摘のとおり1台公用車ありますけれども、診療所で管理し

ているのは1台ということで、医師のほかにも作業療法士が訪問のリハビリなどに使っております。そのときには重複して2台以上必要だという状況でありましたので、保健福祉課の車をお借りしたと、使用したということになっております。契約上では、有事の際には村の保険を使うということになっておりますが、そのただし書と申しますか、そういった部分で重大な過失がある場合にはそれなりのものを求めるというような、そういう書き方にもなっておりますけれども、今回は業務上移動中に交通法規にのっとりた中での事故ということで、村の保険の中での処理という進め方にさせていただいております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明十分理解できました。理解できましたから、分かりました。ただ、そういう部分で私が心配しているのは、村の車両の管理規程についてはあくまでも村の職員並びにそれにまつわる部分の使用者、使う者あるいは管理する者という解釈が、これは一般的な解釈だと思うのです。そうすると、今回の場合のように委託先だとか、そういう部分の身分も含めた中で、この規程で平たく言えば村長がその他認めたときには可能だよという非常に都合のいい規定ぶりになっているわけですが、ただたまたま今回は単独事故というか、幸いと言ったら非常に言葉尻が上手でないのですけれども、人身も絡んでいない、いろんな部分絡んでいないという部分あるのですけれども、心配しているのは全てが、重大な過失云々くんぬんにかかわらず、全て車両の関係の事故だとかなんとかは村の責任において、当然村の所有物ですので、所有者ですので、それは構わないのですけれども、そういう重大な過失云々くんぬんでなくて人身云々くんぬんも含めて、これからそういう事故がないとは限らない。その中で、全てを村が村の責任において担保してあげるのかという部分は考え方としてはちょっと違うのかなという部分もはっきり言って疑問としては残りますので、その点十分精査しながら、きめ細かい形、今回は車がたまたま単独の車が破損してしまっただけで済んだというだけにこのような議論で終われるけれども、いろんな部分を想定した中ではもう少し違う角度の検討も含めて、村が全て責任を負うのだというのであれば、それはそれで構わないのですけれども、今回の要領、車両の要領等を含めて全て、職員的身分でない、村長の所轄云々、あるいは教育委員会も含めた所轄の部分でないという職員が公用車を運転するという部分はもう少し明確にその処遇なり対応を図るべく、図るような明確にすべき条文も箇条すべきではないかというふうに考えておりますので、その検討もお願い申し上げたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回保健福祉課の所管の車だったということなのですが、そもそも村で車両管理、建設水道のほうでもしていますし、教育委員会でもそれぞれ車所管しています。村の公用車を使用できる者は当然村の職員が大前提でありまして、それ以外につきましては個別にその事例ごとに契約の中でうたうということになっています。要はその中で保険を適用されるということをおまわり明記してありまして、保険が適用されないような乗ってはいけない人が乗るということはありませんので、あくまでもそういう許可された人

のみが乗っているということですので、それは当然契約の中でうたっているという、個別に。そうしないと任意保険とかが一切下りませんので、保険に適用されないような人に運転させるわけには当然いきませんから、そこは今後もきっちり処理をしながら進めていきたいということではと考えております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今聞いていることが、端的にいわゆる職員が運転する、あるいは村の公用車についての明文規定というか、要領あるのは、それは十分分かっていてますという中で、第三者的な部分、村の委託先だとか、そういうものも含めて身分保障が全く第三者が身分保障しているという部分の人たちが使用したときの、それは村長が認めればという部分の附帯条件はあるけれども、その点はやっぱり明記していかなければ、これから第三セクターとは言わないけれども、そういう部分出てくるので、その整備をお願いしたいということの回答を求めたわけでは。分かっていただけましたでしょうか。

○議長 長 新聞保健福祉課長。

○保健福祉課長 役場職員以外が乗る場合は、個別に契約の中で使用ができるということをやっています。ですので、先ほどの家庭医療学のほうも村の公用車を使うということをやっています。当然契約の中でお互いに認め合っていますし、当然通常の事故であれば村の加入する保険で賄うということ、そこも明記されています。ただし、事故の状況によって過失的なものが出てくれば、当然それは契約の中で委託先のほうも責任を負うという言葉も入っています。今回はあくまでも事故的に全損というような扱いにはなっているのですが、通常の法定の中で運転している中で起きた事故で、その事故の度合いが結果的に車が大きく壊れてしまったということですので、通常ちょっとこすってしまったとか何ら変わらないような部分になっていますので、そのことを損害賠償的なものもなかなか求められないのかなということで、これはお互いの契約の中での申合せにもなっていますので、法的なものでも取り進めていますので、契約行為がなければ当然できませんので、そここのところは今後も変わらないような状況でやっていくのかなと考えております。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 12ページの乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

これ私も以前、前回実証実験で利用させてもらったことがあるのですが、大変乗りやすく、自宅まで迎えに来てくれるということで結構重宝できるいいものだなとは思っております。そこで、今回500万ですか、これで契約というか、事業を行うわけなのですが、相手の会社さんと恐らく契約結ぶ中での内容なのなのですが、いろいろ考えられるのですが、実績で、例えば乗って300円は徴収するわけなのですが、あとプラスアルファ、足りない分を積算していったのがこの額なのか、それとも利用申込みがなくても、車が走らなくても関係なくこの値段で契約しているのか、その辺の内容について少し説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 高田企画政策課参事。

○企画政策課参事 大正交通さんと予定している契約内容についてですけれども、基本的な考え方でいきますと、走った距離ではなくて、何時間タクシーの会社の車両を拘束しているかという時間の換算になります。実際当日の受付も45分前まで受け付けるような体制にしているものですから、実際に車両はもう更別村のほうに来ていただいているという状況になりますことから、契約についてはお昼休みの時間を除いて1日7時間、必ずいただくとということで半年間の契約でもろもろ500万円ぐらいでということ、今後詳細は見積り合わせで決まっていくということになっております。

運賃収入については、今回雑入のほうに入らせていただいていますけれども、一旦大正交通さんのほうで受け取り、契約半年終了後まとめてこちらのほうに精算金としていただく形になっておりますので、後ほどその500万円から収入の分は差し引いた分、それから国土交通省のほうに補助金も申請していますことから、そちらのほうも後々、年度が国土交通省のほうの令和4年度の補助金の考え方が令和3年の10月から翌年の令和4年度の9月末までが4年度という考え方になるものですから、今年度の前半の分につきましても令和4年度の9月終わってから精算をして、4年度の末にまとめて入ってくるということになりますので、補助金のほうに関しては令和3年度中の会計には入ってこないというような状況になっておりますが、年間ベースで考えますとオペレーション、要は受付ですとかルートの実証とかも含めて年間1,000万程度委託費がかかり、そこから国土交通省から、金額は実際に走って見ないと確定はしませんけれども、200万円から250万円程度の補助を見込んでおり、年間の収入も50万円ほど予想しておりますことから、年間経費としては700万円、半年でいくと350万円ぐらいの経費がかかるというような見込みでおります。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 であれば、多くの人に利用していただきたい。そうすることによって村も負担が少なくなるという解釈ができると思うのです。それで、前回もたしか申込みされた方が実証実験では100名もいませんでしたよね。ということは、今後これからこれを、免許返納とかいろんなことがこれからだんだん増えてくる中において、いかに多くの人に利用していただけるかを考えるとともに、ちょっとこれ逸脱するのですけれども、都市部においてはバスも走っていますけれども、年寄りの体調の問題もあってタクシーを利用できたらいいなという声も結構聞くわけなのです。まだ早いかもしれませんが、これを足がかりに、市街地あるいは村内を走るタクシーについても将来的にこれを一つの足がかりとして結びつけていけないのかなという、考えはないのでしょうか。

○議 長 高田企画政策課参事。

○企画政策課参事 将来的な市街地における乗り合いタクシーの導入についてということでございますけれども、まずは農村地域のほうが実際2年前に調査した結果、バス停から300メートル圏内にお住まいの方というのを調査したのですけれども、農村地区においては数%しか、実際人口に対して2%とか、低い地域ですとバス停から300メートル圏内に住ん

でいる方がいらっしやらないというような状況がございまして、まずは農村地区から市街地に来ていただくための整備を図らなければいけないということで、今回したところでも、実際運行する中に当たって、市街地にもそういったものがあつたほうが良いというような声があるようであれば、当然費用対効果も考えなければいけないですけども、そういったことも視野に入れながら、法定協議会で更別村地域公共交通活性化協議会という補助金いただくのに必ずそこで議論しなければならないという組織がございまして、そういったところの意見も聞きながら今後検討してまいりたいと思いますが、まずは農村地区と市街地を結ぶのは乗り合いタクシーで補い、市街地はこのたび村民バスのほうもかなりルートを拡充して便数も増やしますので、そちらのほうで補っていただきまして、帯広市等の中核都市との移動については十勝バスさんで担うといったような体制でまずは進めていき、様子を見させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと気になる点だけ発言したいと思います。

今回の循環バスなり乗り合いタクシーの関係の提案、これは実証も含めて今後需要が見込まれるというシミュレーションの中で進めるということで、これは多いに利用者も含めて拡大していただければ、せつかくお金かけるわけですから、成功していただきたいとは思いますが、見てみますと内容的には、申し訳ないですけども、更別市街の住民並びに、それは農村地帯は協和、更南も含めて、勢雄も含めて10キロ以上の部分も含めてということでそれなりの対策打つという形になっていますけれども、どうも気になるのは、上更別市街だって高齢者、もう免許の返納した人もいらっしやるし、それなり的人数がいる。ただ、路線バスが走っている、十勝バスという。それなりに170円か200円ぐらいは更別村でかかると思うのですけれども、それは健勝な人がという形の前提での話であつて、ここまで更別市街の循環バス並びに農村地帯の乗り合いバスという部分の提案をするのであれば、更別全体という視点にいま一度立ち戻っていただいて、上更別市街だって10人や十何名の高齢者、はっきり言っていらっしやいます。そういう部分も含めて、単純にバスが路線があるからバスに乗りなさいということでなくて、そういう形も含めた対応というものをぜひとも考えていただきたい。私がつらつらこの提案を見ていると、どうも更別市街なり更別を中心とした部分の押さえ方、それはそれで理解できるのですけれども、もう少しマクロ的にきちっと更別全体を通した中の捉え方というのをぜひともしていただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおりなのです。本当にそうです。私もずっとそれは村長になったときから思っていましたし、タクシーがない、移動手手段確保できない。アンケート取ると、一番喫緊の課題はやっぱり免許返納者、農村地区やっぱり離れているので、市街地出てくるのも大変な苦勞があると。だから、そこを何とかしなければいけないというよ

うなところで、今回そこに大正さんの理解得ながらこぎ着けたわけです。今の視点すごく重要ですし、私も交通弱者の方もそうですけれども、含めて、市街地も含めて村民バスのバス停行くのも大変だという方も話実際に聞いていますし、タクシーを実際に運用して欲しくないかと。

今福祉タクシーとか、サラリさんとかもやっていますけれども、その部分含めて村全体をカバーできる、そういう移動手段を確保していくというのは最重要課題であると思いますし、飛んで申し訳ないのですけれども、スーパーシティの場合もそういう形で、最初に移動手段の確保ということでもあります。でも、スーパーシティが採用されるかされない、そんなこと関係なく、今本当に移動手段をまず農村地区は拡充しなければ、ドア・ツー・ドアで拡充しなければいけないということで、それはスーパーシティのいかんを問わず10月から実施をしますよということで内外に皆さん方にもお話をしてまいりました。究極的には、織田議員さん言うように、安村議員言うように、村全体を含めたそういう移動手段の確保といたしますか、あらゆる場合を想定したものについて、やっぱりそこは視野に入れながらしっかり、将来的に検討するのではなくて、今から一つ一つできるところはやっていくということが必要だと思いますし、早急にそこについては検討を加えていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議 長 高田企画政策課参事。

○企画政策課参事 すみません、1点補足させていただきます。

私が先ほどより農村地区に導入ということで、上更別地区のお話が出たかと思うのですが、乗り合いタクシーにつきましては正確に言いますと15の行政区全てが対象エリアとなっておりますので、上更別地区につきましても乗り合いタクシーはご利用いただけるということになってございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明ですと、農村地区は14行政区なのですけれども、今15行政区ということで、上更別市街区、今1つになっていると思うのですけれども、そこも含まれるということの説明でありますよね。

○議 長 そうです。市街地区も含めて1つのコースになる、行政区になるということです。

○6番安村議員 分かりました。ありがとうございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号

○議 長 日程第16、議案第66号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条としまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,469万8,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページお聞きください。款1総務費は、543万8,000円を追加し、補正後の予算額を2億5,407万4,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費、節2給料、節3職員手当等、節18負担金補助及び交付金は、人事異動に伴う増額であります。節4共済費は、人事異動及び共済組合財源率の確定に伴う増額であります。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。説明欄(2)にまいりまして、総務一般事務経費、節1報酬、節3職員手当等は、看護補助員1名が産前産後休暇、育児休暇を取得する予定でありますことから、代替職員を任用するための増額費用となっております。次に、説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、節4共済費は、共済組合財源率の確定に伴う増額であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお聞きください。款1診療収入は、789万円を増額し、補正後の予算額1億8,300万2,000円とするものであります。

項3その他診療収入、目1検査等収入、説明欄にまいりまして、各種予防接種診断料は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うことによる接種料の増額であります。

款5繰入金は、799万6,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,371万4,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床

分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれの額を調整しているところであります。

款7諸収入は、554万4,000円を増額し、補正後の予算額を647万5,000円とするものであります。

項1雑入、目1雑入、説明欄にまいりまして、各種診療業務収入は、帯広協会病院への医師派遣補償料の増額であります。帯広協会病院の総合診療科は、北海道家庭医療学センターの医師が診療を行っております。今年度指導医が不足しているということで、北海道家庭医療学センター全体で補うことになっております。更別村にも協力が求められておりまして、週に1.5日程度派遣協力することを想定しております。このことによる人件費の補償料として収入するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第67号

○議 長 日程第17、議案第67号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第67号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条に総則、第2条では今回補正した収益的収入及び支出を定めております。

補正予算実施計画を御覧ください。収入、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第2目その他の営業収益、説明欄にまいりまして、個別浄化槽設置届出等事務委託金で2万

8,000円を追加しております。機構改革に伴う一般会計からの異動分であります。
以上であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第67号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。
議事の都合により、6月15日及び6月16日の2日間休会いたしたいと思えます。これにご
異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、6月15日及び6月16日の2日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時35分散会)

